

兵庫県商工会議所連合会の「平成 16 年兵庫県予算に対する要望」

1. 予算編成の基本方針

<要望事項>

1. 予算編成の基本方針

平成 16 年度の予算編成においては、厳しい経営環境の下で懸命の自助努力を続ける中小企業の経営支援策の積極的な展開、効率的な公共事業の実施など当面の景気対策に軸足を置くとともに、既存産業の高度化、新産業の創造・誘致等兵庫県経済の活性化を重視した予算編成を行われたい。また、徹底した行財政改革を推進されたい。

<回答>

1 県全体の平成 16 年度予算が一般会計で対前年度比 99.6%となっている中、産業労働部の予算額は対前年度比 105.9%と経済・雇用対策に重点をおいた予算額を確保している。兵庫県経済は、好調な輸出や回復基調にある設備投資に支えられ、鉱工業生産が引き続き堅調に推移し、雇用情勢も厳しいながら上昇基調にあるなど、長い停滞からの脱却に向けた兆しが見えてきている。この回復基調を確かなものとするため、ひょうご経済・雇用再活性化プログラムの総仕上げに全力を傾け、切れ目ない施策の充実を図っていく。

特に、中小企業金融の充実や新分野進出第二創業等に取り組む企業への補助の再編・拡充、高度な専門的知識や多様な人脈を有し目利き能力に優れた「総括コーディネーター」を配置した(財)ひょうご中小企業活性化センターを中核とする「中小企業支援ネットひょうご」による相談から事業化までのトータルな支援など、今後の成長が見込まれる企業の発掘や育成に取り組んでいく。

投資単独事業については、県民生活に密着した社会資本整備に必要な事業量を確保し、14 年度 1 月補正を含む対 15 年度当初予算比で 0.3%の減にとどめている。なお、現下の中小企業の状況に鑑み、執行に当たっても引き続き中小企業への発注に意を用いることとする。

また、未来を拓く成長分野での新産業創造を産官学の連携により一層支援するとともに、新たな産業の導入による地域経済の活性化を目指し、産業集積条例に基づく企業誘致インセンティブの拡充等により内外企業の誘致を促進する。

2 このたび策定した平成 20 年度までの 5 年間に実施する改革の内容を示す「行財政構造改革推進方策後期 5 か年の取組み」に基づき、組織、定員・給与、行政施策等の徹底した見直しを行い、成熟社会にふさわしい行財政システムを確立し、新しい時代の県民の要請に応える県政を機動的に推進する。

この改革を行うことにより、安全と安心の確保、元気と活力の創造、未来への期待、共生と循環の実現、新しいふるさとづくりなど、これからの時代に求められる諸施策を重点的に展開し、県民の参画と協働を基本姿勢に、“美しい兵庫”の実現をめざす。

この増加する収支不足に対しては、資金手当債の追加発行や基金の活用など、歳入における可能な限りの財源対策を講じることとするが、財源対策のみでは収支不足を解消することは極めて困難である。

このため、行財政構造改革期間の中間年度にあたる平成 15 年度において、推進方策の進捗状況の総点検を実施するとともに、行財政構造改革のための更なる検討を行う。

2. 中小企業対策の推進

<要望事項>

2-(1) 中小企業支援体制の強化

創業・経営革新等に積極的に取り組む中小企業を効率的且つ効果的に支援するため、兵庫県下の中小企業支援機関が連携して設置した「中小企業支援ネットひょうご」の活動をさらに強化するとともに、ユーザーサイドに立ったわかりやすい広報活動に努められたい。

<回答>

経営革新等に挑戦する中小企業の掘り起こしや支援の充実を図るため、まず、支援ネット構成機

関の連携強化の具体的な方策を検討するために「中小企業支援ネットひょうご推進戦略会議」を設置し、支援体制や広報活動の強化に努める。

さらに、①第二創業・新分野進出支援事業における支援ネット枠の創設、②経営革新計画の承認・補助金審査事務の活性化センターにおける実施、③マーケティング調査を踏まえた市場・経営戦略構築に対する支援制度の創設や販路開拓のためのマッチング支援の強化、④総括コーディネーターを補完するマーケティング担当サブマネージャーの増設によるマネジメント力の強化（SM2名体制→3名体制）など、支援策の充実や体制強化を図る。

また、分かりやすい広報活動の実施については、支援ネットの各支援機関それぞれが広報マンであるという意識を持ってユーザーサイドに立った広報強化に取り組むほか、支援ネットロゴマークの作成や中小企業支援制度説明会の開催などを実施する。

<要望事項>

2-(2) 中小企業への金融対策

- ① 県内中小企業の資金繰りが厳しさを増す中、各種融資制度の拡充を図るとともに、貸付限度額の引き上げ、貸付期間の延長、貸付金利の低減、担保・保証人等融資条件の改善を図られたい。
- ② 被災中小企業は、借入金の増加に伴う返済・金利負担などにより極めて厳しい状況にあるので、緊急災害復旧資金融資制度の据置期間及び償還期間を更に延長されたい。
- ③ 兵庫県信用保証協会の経営基盤の強化を図るとともに、事業の将来性や、経営者の資質等に着目するなど保証条件の緩和を図られたい。

<回答>

- 1 中小企業融資制度については、これまでも中小企業者の資金需要に対応するため、融資枠の拡大、融資期間の延長、融資利率の引き下げ等融資条件の改善に努めてきた。

平成16年度においては、融資目標額を3,000億円（H15年度比200億円増）に拡大し、無担保・第三者保証人なしの「経営活性化資金」、業況の回復・発展が見込まれる中小企業者を支援する「事業活性化貸付」の創設、「経営円滑化貸付（旧特別経営資金貸付）」の拡充、「借換貸付（旧資金繰り支援貸付）」、「長期資金」等の主要な融資制度の融資期間の延長などの充実により中小企業者を支援していく。

今後とも、中小企業者の資金ニーズに対応した融資条件の改善等に努め、中小企業融資制度の充実強化を図っていくとともに、金融機関及び保証協会に対して中小企業金融の円滑化への協力を要請していく。

また、国に対しても、中小企業への資金供給が円滑に進むよう、今後とも、県から提案、要望に努めていく。

- 2 県、神戸市の「緊急災害復旧資金」の融資（据置）期間は、当初10年（うち据置3年）以内であったが、被災中小企業者の負担軽減を図るため、これまでに国へ融資（据置）期間の延長を要望した結果、7度の延長が認められ、現行、17年（うち据置10年）以内となっている。

- 3 兵庫県信用保証協会の経営基盤の強化を図るため、基本財産について、これまでに累計で77億余円を出捐してきたが、今後とも安定的な協会経営が維持され、中小企業金融の円滑化が図られるよう努める。

低金利の長期化による運用資産収入の減少や代位弁済の増加により、信用保証協会を取り巻く経営環境は厳しさを増しているが、保証条件の緩和については、保証協会の経営に大きな影響を与えることから、経営の健全性が確保されているかに留意しつつ、その可否について判断することとなっている。

保証協会では、無担保・無第三者保証人で3営業日以内にスピード審査を行う保証制度として、「ひょうご無担保ローン『じんそく』」を創設し、中小企業者に対する資金供給の円滑化に取り組んでいる。

また、本県では、平成13年12月に創設された売掛債権担保融資保証制度が人的・物的担保に依存しないで中小企業に資金供給できるという意義に着目し、制度利用促進に積極的に取り組んでおり、今後とも、保証協会と連携して更なる利用促進への取り組みを積極的に進め、中小企業への資

金供給の円滑化に努めていく。

なお、保証協会においては従来から中小企業金融の円滑化を図るため、保証審査にあたっては、資金使途の適格性、業績・業容、返済能力、経営者の人物、事業の将来性等を調査し総合的に判断している。

<要望事項>

2-(3) 地元中小企業への優先発注

建設業界をはじめとする県内中小企業は、長引く不況と公共事業の抑制等により自助努力の限界を超える厳しい経営状況にあるため、発注機会の拡大を図るとともに、分離・分割発注、経常JV方式等を活用し、地域の特性に通じた地元中小企業への優先発注に努められたい。また、建設工事の入札資格要件については県工事の受注実績・技術力・安全管理面での実績を重視されたい。併せて、適正な企業活動を維持するため、最低制限価格を設定して頂きたい。

<回答>

公共工事の発注に際しては、事業の効率的執行、コスト縮減が図れる範囲内で可能な限り分離・分割発注するとともに、技術的に施工可能で競争性が確保できる場合には、できる限り入札参加者を地元建設業者に限定して、県内中小建設業者の受注機会確保に努めている。

また、県内建設業者により結成される一般共同企業体制度を設け、県内中小建設業者の上位ランク工事の受注機会の拡大にも配慮している。

下請け施工を必要とするものにあつては、原則として県内業者に発注し、工事中用建材資材、物品等は県内業者から優先購入するよう要請しているところであり、今後とも、県内中小建設業者の受注機会の確保に取り組んでいく。

県が発注する公共工事の入札に係る指名業者の選定に当たっては、兵庫県建設工事入札参加者選定要綱に基づき、専任技術者、監理技術者等の有資格技術職員の有無を確認し、過去に施工した県工事における工事成績を考慮するなどにより、建設業者の技術力、安全管理面の実績等に配慮している。

最低制限価格制度については、契約予定金額1億円未満の工事に係る入札を対象とし、契約予定金額1億円以上の工事に係る入札については、低入札価格調査制度を適用している。なお、工事及び製造の請負以外の業務に係る入札における最低制限価格制度の適用については、今後、著しく低い価格での入札が見られるような場合には、他府県等の動向も参考にしながら、対応を検討していく。

<要望事項>

2-(4) 中小企業のIT化支援

① 中小企業におけるIT化を促進するため人材の育成や電子商取引の推進に対し積極的な支援を行うとともに、IT関連機器導入、システム開発等を対象とした助成措置の拡充・強化を図られたい。

② 県内のIT産業を育成強化するため、金融等の支援措置を拡充するとともに、兵庫県が実施するIT化に伴うソフト開発等については、可能な限り地元優先発注に努めて頂きたい。

③ 国を挙げて推進している電子自治体は、企業活動にも大きな影響を及ぼすものと考えられる。特に、建設・土木工事の電子入札や物品関係の電子調達等の導入は、大企業と比べて情報化の遅れが指摘されている中小企業にとって事業機会の損失に繋がらないよう、制度について速やかな情報提供と周知に努めて頂きたい。

④ 県下商工会議所が取り組むIT化推進事業及び商工会議所自体のIT化に対する支援措置を強化されたい。

<回答>

1 「ひょうごIT戦略」のもと、中小企業のIT導入を支援するとともにその利用環境を整備するため、ITセミナーや情報化リーダー研修等の人材育成支援、企業の個別ニーズに対応した指導助言、企業グループ等の情報システム構築に対する支援などに取り組んできた。

16年度においては、「ひょうごIT新戦略」(計画期間16~18年度)に基づいてITによる新たなビジネスモデルの構築や新事業分野の開拓手法を実践的に学ぶ場を提供する「経営革新IT実践塾」や、ITを活用した新たな事業分野の開拓による付加価値の高い新規事業開発を支援する「第二創業・新分野進出支援事業(IT活用ビジネス創出支援)」を創設するなど、IT利活用の一層の促進に努めていく。

- 2 先端技術集約機器、情報ネットワークシステムの構築等、ITを含む先端機器の導入に対する先端機器導入等貸付により、県内のIT産業を育成強化するとともに、兵庫県が実施するIT化に伴うソフト開発等については、可能な限り地元優先発注に努めていく。
- 3 建築・土木工事の電子入札については、平成15年12月から試行を開始しており、平成16年度以降、順次対象範囲を拡大し、平成19年度には本格実施する予定である。
電子入札の導入時期及び概要については、平成15年10月に記者発表を行い、11月に入札参加資格者名簿の登録業者全員に対して、はがきで周知した。また、インターネット上に「兵庫県電子入札サイト」を開設し、一元的に情報発信を行う等、情報提供と周知を図っている。
さらに、平成15年10月~11月に神戸、姫路、八鹿、洲本で説明会を行うとともに、平成16年3月には、神戸、姫路、三田において「兵庫県電子入札システム体験講習会」を開催した。
- 4 物品の電子調達、導入時期及び取り扱いの概要について記者発表するとともに、同様の内容を兵庫県のホームページに掲載し、同時にチラシを作成・配付し周知を図った。
また、入札参加資格登録の電子申請及び電子入札については、それぞれ事業者への説明会を開催した。
今後とも県ホームページ等において新しい情報を提供するなど、周知に努める。
- 5 商工会議所のIT推進事業等については、中小企業の経営革新等を図る上で重要であるとの認識のもと、従来からの小規模事業支援費補助金のメニュー等を最大限活用しながら、今後とも支援措置の充実に努めていく。

<要望事項>

2-(5) 中小企業の環境対策への支援

環境マネジメントシステムの構築、環境保全に配慮した設備投資等を進める中小企業に対し、税制面の優遇措置並びに特別融資枠を設ける等具体的な支援策の拡充を図りたい。また、自動車NOx・PM法の施行に伴い、県下対象地域に本拠を置く関連事業者においては、代替車両への買い替え等重い負担を強いられることになるので、ディーゼル車使用事業者における車両買い替え資金等について特別の助成を検討されたい。

<回答>

- 1 環境に配慮した設備投資等を行う中小企業に対する具体的な支援策の拡充
資金力や信用力に限界のある中小企業が環境保全等のための施設を設置するにあたって、県による資金融資と利子補給制度を創設しているほか、中小企業等の先導的な事業計画の策定に対して、助成を行っている。また、環境・リサイクル特区に指定された地域における不動産取得税の軽減や、排出ガスや燃費性能の優れた自動車に係る自動車税の軽減を行っている。
さらに、中小企業等が環境マネジメントシステムを構築するにあたっては、専門家を派遣する等、自主的な環境保全活動の取組を支援している。
- 2 ディーゼル車使用事業者の車両買い替え資金等に係る特別助成の検討
排出基準適合車への代替については、従来から、自動車NOx・PM法の対策地域内外を問わず、中小事業者を対象に、最新規制適合車等の購入に対する低利融資の制度(利子補給制度有り)を実施しており、平成15年度には、その融資枠を10億円から15億円に拡大した。また、対策地域内での車両の代替について、自動車取得税の軽減を行っている。
さらに、「環境の保全と創造に関する条例」の改正に伴い、運行規制の対象となる車両(車両総

重量8トン以上（バスは定員30人以上）の自動車（運行規制対象外の一部車種を除く）の代替については、新たに特別融資制度、特別貸与制度等の支援措置を設けるとともに、対策地域外の自動車取得税についても対策地域内と同等の軽減措置を行った。

<要望事項>

2-(6)雇用対策の推進

深刻な雇用情勢を改善するため、5万人のしごと・雇用創出を着実に推進されたい。また、「兵庫しごとカレッジシステム」の運営については県下商工会議所との連携・活用に配慮するとともに商工会議所が実施する各種人材交流事業や教育研修事業への助成を強化されたい。

<回答>

- 1 県では、「ひょうご経済・雇用再活性化プログラム」に基づき、県民生活の安心を担うセーフティネットの充実をはじめ、産業の活性化や雇用就業の円滑化に積極的に取り組んでいる。
5万人のしごと・雇用創出については、平成14年度末までに22,437人の実績を上げるなど計画を上回る進捗をみており、平成15年度には、18,000人の目標を掲げて各種施策を進めている。
プログラム最終年度となる平成16年度においては、プログラムの総仕上げとして、次の取り組みを重点としながら産業・雇用両面から総合的な対策を講じる。
 - (1) 「ひょうご21世紀産業創造戦略」に基づいて産学連携・ベンチャー育成を推進するほか、産業集積条例の充実等を通じた企業誘致対策の強化、中小企業融資制度の拡充等による産業の再活性化策により、民間部門における雇用創出を図る。
 - (2) 深刻化する若年者雇用問題に対処するため、職業訓練と企業実習を組み合わせた新たな能力開発の仕組みである「デュアルシステム」の導入、若年者の職業選択や就職活動を継続的に支援する「若者しごと倶楽部」の機能拡充等の対策を通じて、若年者層の就業促進を図る。
 - (3) 職業安定法の改正を受けて県独自の職業紹介事業を開始するほか、世代間ワークシェアリングのモデル事業を新たに実施するなど、地域の実情あるいは多様な就業ニーズに対応した雇用就業の促進を図る。
 - (4) 臨時・緊急的な雇用対策としての緊急雇用創出事業にも引き続き取り組み、雇用分野におけるセーフティネットを確保する。
これらの取り組みを通じて平成16年度に19,000人のしごと・雇用創出を図ることを目標としており、プログラム計画期間を通じて5万人を上回るしごと・雇用創出の実現を目指す。
- 2 経営者団体及び商工団体はじめ専修学校等職業能力開発サービスの実施機関や労働団体、行政機関等が相互に連携し、平成15年度から本格的に運営を開始した「兵庫しごとカレッジシステム」については、貴連合会と以下のような事項について引き続き連携を図っていく。
(平成15年度の連携・活用例)
県が企画・要請し、兵庫労働局から神戸商工会議所への委託による「高度IT技術者養成講座」の実施
(貴連合会への協力依頼事項)
 - ① 企業ニーズの把握における個別企業の情報収集
 - ② 職場実習先企業の確保、企業内技術者等の講師紹介
 - ③ 企業ニーズに対応した能力開発プログラムの開設に関する各商工会議所への働きかけ
 - ④ 受講修了者の就職先企業の確保・調整
 - ⑤ デュアルシステム訓練実施に伴う実習受入企業の開拓、調整
- 3 商工会議所が実施する各種人材交流事業や教育研修事業については、従来から小規模事業支援費補助金事業の事業メニューにあるむらおこし事業等地域活性化事業により厳しい経営環境に置かれている小規模事業者の経営者、従業員等を対象に実施しており、今後も引き続き、事業推進に必要な経費を支援する。

<要望事項>

2-(7) 法人事業税への外形標準課税の撤廃

外形標準課税は様々な問題を抱える税制であり、諸外国においても同様の税制は廃止の方向であることから産業界はその導入反対を主張してきたが、平成16年度からの導入が決定された。しかしながら、外形標準課税の導入を図ることは、産業の国際競争力の低下を招くため、そもそも反対であり撤廃すべきである。ましてや将来、外形標準課税の対象範囲が資本金1億円以下の企業にまで拡大されないよう、国に対して強く働きかけられたい。

<回答>

法人事業税は、法人にその事業活動を行うに当たって受け取る行政サービスの経費を負担いただく応益課税であり、その受益、すなわち事業の活動規模に応じて広く薄く負担していただくというのが本来の姿であるが、所得課税では、大法人を含め、約3分の2の法人が税を負担していないという不公平が生じている。

外形標準課税の導入は、税の公平性の確保や応益性の明確化を趣旨としたものであり、地域における行政サービスの提供を支える税収を安定化させるという面もある。

しかし、現実に導入するにあたっては、景気の状態等を勘案して、具体的な制度内容が決められるものであり、平成15年度の税制改正にあたっては、現下の景気の状態等も勘案して、資本金が1億円を超える法人を対象として、割合を4分の1とする外形標準課税制度の創設が行われた。

3. 小規模企業対策の拡充・強化

<要望事項>

3. 小規模企業対策の拡充・強化

長期の不況と著しい産業構造の変化等により県下各地では事業所数の減少が急激に進むなど地域経済の衰退が顕著になっている。このような中で、地域経済の活性化、街の復興・再生を進め、さらには地域での雇用の場を確保・創出していくためには、中小企業とりわけその大部分を占める小規模企業の健全な発展が不可欠であり、商工会議所等が実施している経営改善普及事業は地域の中小・小規模企業にとって具体的かつキメの細かい経営指導として、その重要性が益々高まっている。

このような経営改善普及事業を今後とも充実・強化していくために最も必要となるのは、経営指導員の一層の能力向上と待遇改善による優れた人材の確保である。については、先般、人事院による国家公務員の給与引下げ勧告が行われたが、今後とも小規模企業対策及び地域活性化策の強化を図る観点から、経営指導員等補助対象職員の人件費については現行水準を維持されるよう特段の配慮を願いたい。さらに、各地商工会議所への経営指導員の配置数についても、従前の国庫分を含めた経営指導員数を今後とも維持されるよう配慮頂きたい。

<回答>

小規模事業者に対する金融、税務、経営に関する指導等を中心とする経営改善普及事業など地域の総合経済団体として商工会議所が実施する各種事業の重要性は十分に認識しており、経営改善普及事業については、従来から事業推進に必要な経営指導員等の人件費を小規模事業支援費補助金により支援している。

これら商工会議所への支援については、今後とも団体の人的・財政的基盤の強化等に配慮しつつ、団体の広範な事業実施に支障のないよう関係予算の確保に努める。

また、経営指導員の定数については、地区内の小規模事業者の数によって定められていることから、平成13年事業所統計の結果によっては一部の商工会議所において現在の配置数が定数を超過しているが、その超過数について、経営指導員の退職があるまでは配置を認めている。なお、国庫補助対象の経営指導員については、一般の経営指導員と同様に退職があるまで配置を認めてもらえるよう国に対し、引き続き要望していく。

4. 中小商業・中心市街地活性化対策の推進

<要望事項>

4- (1) やる気・意欲のある商店街・小売市場等への重点的支援

商店街等の意識改革のきっかけづくりと商店街等の活性化を図るため、「やる気のある」商店街・小売市場やNPOをはじめ任意の異業種グループなど支援対象の枠組みを広げ、より重点的な支援を行われたい。さらに、それらの団体が事業計画に従って実施する取り組みに対しては、柔軟性のある総合的な助成策を講じられたい。また、活性化事業に関する継続的な助言や組合員の育成・指導など、組織マネジメントの役割を担う人材の派遣や費用助成についても配慮頂きたい。

<回答>

商店街等の活性化を促進するには、モデルとなる効果的な事業を積極的に支援し、活性化事例を作り出して行く必要があることから、やる気商店街・小売市場活性化支援事業により、活性化意欲が高い商店街・小売市場をはじめNPOやまちづくり団体などへ支援対象の枠組みを広げ、新たに街づくりの観点から他のモデルとなるような取り組みに対して、包括支援を行うほか、事業を円滑に進めるためのコーディネーターの派遣に対しても支援するなど、柔軟性のある総合的な助成策を講じている。

<要望事項>

4- (2) TMOへの支援

中心市街地活性化法による取り組みを効果的に進めるため、事業推進の中心となるTMOへの運営補助、県による市町への支援強化及び市町等行政内部における体制整備等に取り組まされたい。また、TMOの事業の採算性や組織体制のあり方を市町とともに検討し、自律的な活動が可能となるように支援を行われたい。

<回答>

中心市街地の活性化については、中心市街地商業活性化基金助成事業により、タウンマネジメント機関が実施する中心市街地の空き店舗等の転貸・家賃補助や計画策定事業等の様々なソフト事業に対し助成を行っているほか、商店街・商業集積活性化事業により、商業基盤施設等の整備に対し助成を行っている。

また、市町、TMO及び地域住民等のパートナーシップのもと、中心市街地活性化の取り組みが推進されるよう、「TMOまちづくり研究会」を開催することにより、中心市街地に係る理解を深め、市町等行政内部における体制整備等を要請するほか、TMO事業の採算性や組織体制のあり方を検討している。

<要望事項>

4- (3) 大型空き店舗の活用促進

県下各地で大型店舗の閉鎖が相次ぎ地域の活力低下を招く大きな要因となっているので、大型店舗閉鎖の影響防止と空き店舗への早期出店を促進する施策を充実されたい。

<回答>

消費不況が続くなか、小売業界では店舗の再編が進み、競争力の弱い市街地にある大型店舗の閉鎖が相次ぎ、市街地全体の活力を低下させる一因となっていることから、周辺商店街等の賑わいと地域活力の維持を推進していく必要がある。

このため、大型店舗が閉鎖され、後継店舗が決まらないために顧客離れが危惧される商店街等が、集客力を維持するために実施する共同集客イベントを支援するほか、市町が実施する大型空き店舗への早期出店促進事業を支援している。

<要望事項>

4-(4) 商店街等の活性化支援補助金の拡充と要件緩和

商店街等における空き店舗対策・共同事業・人材育成等の支援策を拡充・強化するとともに、ひょうご中小企業活性化センター等による施策情報提供の充実強化を図られたい。また、ユニークで自立的な商店街活性化活動を推進するため、商店街競争力強化基金等の補助要件や資金使途の条件について緩和を図られるとともに、申請時期等についても柔軟に対応願いたい。

<回答>

1 空き店舗対策、共同事業支援としては、商店街等団体に対して、商店街競争力強化基金助成事業や中心市街地商業活性化基金助成事業によりテナント・ミックス管理事業の助成や各種カード事業等の共同事業の助成等のソフト事業に対し助成を行っている。このほか、空き店舗活用支援事業によりチャレンジショップやコミュニティ事業の家賃補助など多種多様な空き店舗対策を講じている。

また、ひょうご中小企業活性化センターのウェブサイトには空き店舗情報を提供するとともに、開業希望者の登録を行い商店街等の開業者誘致を進めるほか、施策情報を広く提供していくため、ひょうご中小企業活性化センターにおいては、タイムリーな施策情報や支援情報を無料で配信するメールマガジンの運営や地域単位での中小企業支援制度説明会の開催など、施策情報の充実強化に努めている。

また、人材育成については、ひょうご中小企業活性化センターにおいて商店経営の戦略やノウハウを提供する小売商業活性化セミナーを開催するなどの支援を講じている。

2 商店街競争力強化基金の補助要件や資金使途の条件については、商店街等からも一助成事業者あたり、単年度かつ1回限りの基準の緩和要望が強いため、その弾力的運用について他府県とも協調して国に対して働きかけている。

そのほかの活性化補助金についても、商店街等の要望により、できる限り柔軟に対応していく。

<要望事項>

4-(5) まちづくり計画に関する広域連携等

大型商業施設を有する市町では、周辺の道路渋滞、中心市街地の空洞化の影響を受け、各種まちづくり計画の変更の必要性が生じているため、県主導による、近隣市町・商工会議所等における行政区域の枠を越えた広域でのまちづくりに関する協議の場を設定されたい。

<回答>

モータリゼーションの進展や地域住民の日常生活圏の広域化等に伴い、地域住民の購買行動範囲が拡大している。

大型商業施設の設置は、単に当該市町だけではなく、近隣市町の地域住民の購買行動や商業地図、交通体系等にまで大きな影響を与えることとなる。

大規模小売店舗立地法に基づく設置者からの大型店の出店届出について、県は同法第8条第1項の規定に基づき聴取した当該市町の意見(市町界付近への出店の場合には隣接市町からも聴取)や、同法第8条第2項に基づく商工会議所等の意見に配慮し、国が定めた指針を勘案しつつ、大型店が出店する周辺地域の生活環境の保持の観点から、設置者に意見を通知している。

また、まちづくりにあたって、各市町は地域住民の生活の安全性や快適さなどを考慮しながら商業や工業の立地、都市計画などを検討しているが、今後は、こうした現状を踏まえ、自らの市町のみならず近隣市町を含め、地域全体として、お互いにどのような役割を果たし、補完しながら発展していくのかについて、広域的な視点から、市町をはじめ、商工会議所、地域住民や各種団体等の多様な主体が、それぞれの地域の課題をふまえて、検討方向を十分検討、研究のうえ、まちのあり方について議論を深め、主体的に取り組まれることを期待する。

なお、中心市街地の空洞化等の地域課題やニーズへの対応について、県は市町が中心市街地活性化基本計画など各種まちづくり計画を策定する際に、市町からの要請に基づき必要な支援を行うほか、平成16、17年度には、道路交通や都市機能の配置等に広域的な影響を及ぼすおそれがある集客施設等について、広域調整の観点からその立地誘導・抑制を図るため、都市計画制度の活用支援

等を内容とした広域土地利用プログラムを阪神間の市町と連携して策定する。

5. 地場産業の活性化・ものづくり産業の振興

<要望事項>

5-(1) 産学連携・技術開発等への支援

- ① 中小企業をはじめ地元企業の新技術・新商品の開発支援を強化するため、県立工業技術センター、(財)新産業創造研究機構をはじめ大学、研究機関、各種団体等、ものづくりに関係する県内の全機関が参画する横断的な産学官ネットワークを強化されたい。
- ② 県立工業技術センターの繊維工業、機械金属工業、皮革工業等専門別技術支援センターの機能強化を図られたい。
- ③ 産学連携の一層の充実を図るため、兵庫県立大学の設置にあたっては、現在の姫路工業大学産学交流センターの機能強化を図られたい。
- ④ 経済・経営学分野における産学連携を促進するため、中小企業における人材育成、新たなビジネスモデルの構築などに関して神戸大学、兵庫県立大学のリエゾンセンター等と中小企業の連携を支援願いたい。
- ⑤ 中小企業が技術の高度化と環境型社会へ対応していくため、ISO9000、ISO14001の認証取得に対し、取得に要する費用等に助成策を講じられたい。

<回答>

1 県では、イノベーションの源泉である大学や研究機関等の知恵を活用した企業のビジネスの立ち上げを支援するため、平成14年4月に(財)新産業創造研究機構(NIRO)内に兵庫県産学官連携イノベーションセンターを設置したところであるが、これを円滑に機能させるため、県内大学、国研、公設試等の各研究機関のネットワークによる産学官連携総合窓口体制である「兵庫県産学官連携コンソーシアム」を結成し、産学官の連携により課題解決を求める企業の相談等に対応している。

「兵庫県産学官連携コンソーシアム」の結成にあたり、技術上の課題のみならず企業経営上の課題や投融資に関する課題等にも対応できるよう、大学等研究機関のみならず(財)兵庫県中小企業振興公社や兵庫県商工会議所連合会等にも参画を依頼し、県下のものづくり産業支援機関によるネットワーク体制構築を図ったところである。

(参考)

「兵庫県産学官連携コンソーシアム」は、平成16年3月現在、県、神戸市ほか11大学2高専3公設試6研究機関及び6団体で構成し、順次参加機関を募る。

2 県立工業技術センターについては、現在、平成13年2月に策定した「県立試験研究機関・中期事業計画」に基づき、中小企業のニーズに応える効率的な業務を再編するとともに、□相談・助言等技術支援機能の強化、□技術移転に結びつく研究開発の推進、□コーディネート機能の強化など、業務の重点化に取り組んでいる。

3 技術支援センターについては、地域・地場産業に密着した技術相談・指導、地域企業の技術課題解決のための試験研究に重点化を図るとともに、企業との共同研究やNIRO、大学等との連携を図った大型プロジェクト研究に参画するなど、地域・地場産業の技術支援センターとして機能の強化を図っている。

3 兵庫県立大学では、大学本部(神戸市中央区)に産学連携センターを設置することにより、試験研究・技術移転関係機関との連携を一層密にしながら、従来、播磨地域を中心としてきた産学交流機能を、神戸・阪神地域をはじめとした県下の広域に拡大する。

なお、産学連携の中心を担う、理工系の学部が播磨地域に存在することから、産学連携センターの支所として姫路産学連携センターを姫路書写キャンパスに設置して、機動的な対応を図る。

4 兵庫県立大学は、現県立3大学が統合し、人文・社会科学系と自然科学系との融合を重視した総合大学となることに伴い、学際的な学部間連携研究体制を構築することにより、複雑化・多様化する産業界のニーズへの対応を図る。

兵庫県立大学の開学にあたり、産学連携に係るリエゾン機能を有する「産学連携センター」を大

学本部に設置することとしており、経営学部の教員による経営相談や、専門的人材の養成を目的とする研修会の開催など、中小企業との連携の促進を図る。

- 5 中小企業のISO認証取得を支援するため、財団法人ひょうご中小企業活性化センターにおいて、認証取得担当者の能力向上や内部監査員の養成などを促進するため各種のセミナーを開催するとともに、認証取得をトータルにサポートするため専門家の派遣事業を実施している。

また、県制度融資のメニューとして、ISO認証取得を資金面から支援するため先端技術・情報整備貸付を設けている。

<要望事項>

5-(2) 新商品開発と新たな市場開発への支援

- ① ものづくり産業の振興にとって販路開拓が大きな課題となっているので、新商品等のマーケティングや販売ルート開発を関係機関のネットワークを活かして支援する仕組みを整備されたい。また、受発注等取引情報の収集・発信に努めるとともに商工会議所等が実施する商談・ビジネス交流のための場づくり事業への支援を強化されたい。
- ② 三木金物等伝統工芸品の海外市場開拓については今後大きな可能性が見込まれることから、商工会議所が実施する貿易振興事業に積極的な支援を願いたい。
- ③ 地場産業の新しい事業展開モデルの方向として、産地企業が企画提案力のある若手デザイナー等を活用しながら販売力のある大手企業と連携して自社のオリジナル商品を開発し販売していく事業に対して引き続き支援を行われたい。
- ④ ものづくりに関心のある若手起業家、研究者・技術者等が廉価で入居できる、空きビル・空き店舗・空き倉庫等を有効に活用した新たなものづくり拠点（工房）を整備されたい。
- ⑤ 地場産業の伝承やものづくり産業の振興に必要な技術や知識を有する若手後継者を育成するための体系的な制度を構築されたい。特に、若年者を対象とした機械設計の人材養成の充実と若年者雇用の促進のための企業に対する助成金の創設等について検討願いたい。

<回答>

- 1 県下の地場産業や伝統産業については、「地域産業集積活性化法」や「中小企業経営革新支援法」、「IT化ビジネスプラン支援事業」「新産業創造プログラム」などにより、産地組合や企業等の新製品開発や販路開拓について支援してきた。

近年、問屋機能の低下による流通経路の変化や関連企業の休廃業等に伴い、地場産業にとっては新たな販路の開拓が喫緊の課題となっている。

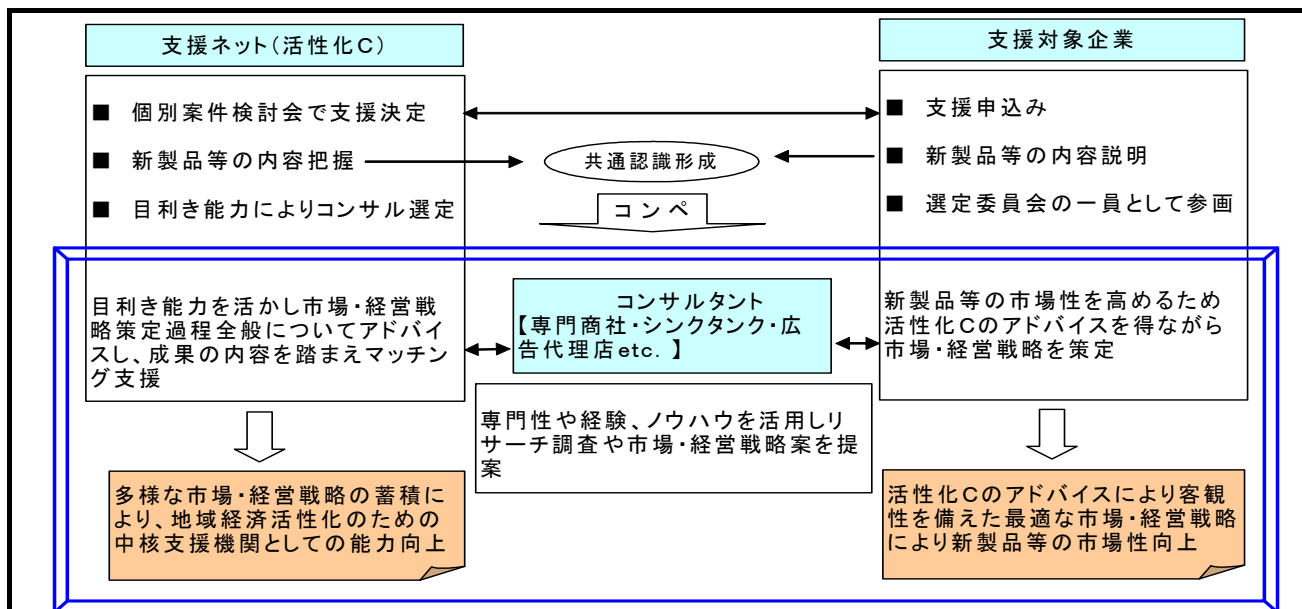
このため、本年度、新たに意欲ある企業や企業グループに対し、製品のマーケティング、企画開発から販路開拓に至るまでの総合的な取組を支援する「地場産業新分野進出・新製品開発支援事業」や産地企業と大手小売業者とのマッチングを図るための商談会を開催する「地場産品流通ルート開拓事業」を創設した。

平成16年度においては、こうした取組を一層充実し、意欲ある産地組合や企業・企業グループの販路開拓を積極的に支援する。

- 2 中小企業の成長発展の大きな隘路の一つ、特にニッチ分野への進出やオンリーワン化が成長発展のための重要な要素となる地域中小企業の的確な市場・経営戦略の構築支援を行う「成長期待企業市場戦略構築支援事業」を平成16年度新規事業として、中小企業活性化センターにおいて実施する。

中小企業の成長発展の大きな隘路の一つ、特にニッチ分野への進出やオンリーワン化が成長発展のための重要な要素となる地域中小企業の的確な市場・経営戦略の構築支援を行う「成長期待企業市場戦略構築支援事業」を平成16年度新規事業として、中小企業活性化センターにおいて実施することとしている。

【事業スキーム】



2 地場産業等の海外販路開拓については、これまで、産地組合等に対し海外での見本市・展示会の開催、出展等に支援を行うとともに、集積活性化法等を活用し、企業グループ等が実施するマーケティング等へ支援を実施してきた。

また、本年度、新たに意欲ある企業や企業グループに対し、製品のマーケティング、企画開発から販路開拓に至るまでの総合的な取組を支援する「地場産業新分野進出・新製品開発支援事業」を創設し、新製品開発等に伴う産地企業の海外への販路開拓事業に対しても支援している。

平成16年度においても、これらの事業を活用し、積極的に支援していく。

3 また、本県企業の海外市場開拓に当たっては、本県の持つ海外事務所等のネットワークを利用した情報提供などにより、支援を行う。

4 地場産業の新しい事業展開を支援するため、神戸ファッションや播州織については、若手クリエイターの育成を目的とした神戸ファッションコンテストやシティーホールファッションショーの開催を支援するとともに、播州織産地について、若手デザイナーと連携した播州織&デザイナーズジョイントショーの開催等を支援してきた。

また、本年度においては、これらに加え、阪神・淡路産業復興推進機構における、若手デザイナーやセレクトショップと連携した「ドラフトウイーク」の開催を支援するとともに、大手小売業者と産地企業とのマッチングにより、取引機会の拡大を図る「地場産業流通ルート開拓事業」を実施した。

平成16年度においても、これら事業を継続・拡充するとともに、県内地場産業の総力を結集した新しいファッションの情報発信を行う「ひょうごファッション発信事業」を実施し、地場産業の活性化を図っていく。

5 「産業集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」に基づき新産業構造拠点地区のオフィスに入居し、新規成長事業を行う事業者に対しては、阪神・淡路大震災復興基金事業としてオフィス賃貸料の補助を実施している。

<要望事項>

5-(3) 地場産業振興機関及びその活動への支援

(財)神戸ファッション協会や(財)北播磨地場産業開発機構をはじめとする地場産業振興機関への支援の継続・強化を図られるとともに、神戸ファッションフェスティバル、にしわき産業フェスタ、西宮酒ぐらルネサンス等各地の産業振興事業に対する支援を拡充されたい。また、三木金物業

界のPR拠点「道の駅みき金物展示館」の利用促進、加古川靴下業界の拠点となる「ホージャリーセンター」の建設促進など、県内地場産業拠点に対する積極的な支援を講じられたい。さらに、地場産業産地活力創出支援事業の継続・拡充を図られたい。

<回答>

(財)神戸ファッション協会等の地場産業振興機関が実施する地場産業製品の展示会の需要開拓事業やファッションショー等のイメージアップ事業、パソコン教室等の人材養成事業・酒ぐらルネサンス等の地域の産業振興イベント等に対しては、国庫補助事業や復興基金事業等を活用して支援を行ってきており、今後とも地場産業の振興のための支援を行っていく。

また、「道の駅みき金物展示館」の利用促進については、各種補助制度の活用による支援を検討する。さらに、リバックアップを推進し、靴下産地の「ホージャリーセンター」については、加古川市と産地組合における構想具体化の状況を見守りつつ、支援方策を検討する。

6. 新産業の創造・誘致

<要望事項>

6-(1) 創業・経営革新支援の拡充

- ① 起業家・ベンチャー企業の支援策として、商工会議所が実施するセミナー及び金融・人材斡旋・コンサルティング等の支援策を強化されるとともに、創業や経営革新の身近な支援拠点である県下10ヵ所の地域中小企業支援センターの機能拡充・強化を図られたい。また、ベンチャー企業の成長に不可欠な資金面をサポートするベンチャーマーケット協議会など投資家とのマッチングの機会提供等に引き続き支援されたい。
- ② アーリーステージにある中小企業の財務面を支援するため、新産業創造キャピタル制度、新産業創造プログラム等の拡充強化を図られたい。また、創業期の企業へのリスクマネーの供給を促進するため、個人投資家に対するインセンティブを強化するとともに、官民一体となった地域限定版ファンドの創設を検討されたい。

<回答>

1 (財)阪神・淡路産業復興推進機構や(財)ひょうご中小企業活性化センター等の関係機関と連携しながら起業家の育成から投資までを支援する起業家育成システムを実施しているが、各地域の商工会議所等で実施されている起業家向けセミナー等とも連携しながら、内容の充実に努めていく。

2 地域中小企業支援センターについては、地域における創業や経営革新の支援拠点として地域に定着しつつあるが、県中小企業支援センターとの連携を図るとともに、地域資源を活用したビジネスを創出するための創業・経営革新スクールを開催するなど、適宜的確な事業を展開することにより、相談者のニーズに即した一層の機能強化を推進していく。

3 地域が一体となって21世紀をリードするベンチャー企業を輩出するため、ベンチャー企業と投資家等との幅広いマッチングを行うベンチャーマーケットの開催など、ベンチャーマーケット協議会の事業を通じて、引き続き有望なベンチャー企業の発掘を図り、その成長・発展を体系的かつ総合的に支援していく。

4 21世紀の県経済を支えるリーディング産業の創出を目指し、研究開発から事業化までの各段階に応じた補助、投融資、技術・経営支援などを総合的に展開する「ひょうご21世紀産業創造戦略」を推進する。

同戦略では、新産業創造プログラム等支援制度を見直し、研究の立ち上げを支援する「ひょうごCOEプログラム推進事業」を大幅に拡充するとともに、大学等の技術シーズを活用した実用化開発を支援する「産学連携新産業創出支援事業」や中小企業のものづくり開発やITを活用した新規事業開発を支援する「第二創業・新分野進出支援事業」、さらには生活産業等の新規事業開発を支援する「生活・サービス産業創出支援事業」を創設するなど、支援制度の再編を行った。

また、新産業創造キャピタルについては、成長志向企業に投資対象を絞り込んだ投資システムを構築するとともに、経済界が中心となって設立を進めているひょうごエンジェルファンド「魁」が投資する企業に対し、協調投資するスキーム構築する。

<要望事項>

6-(2) 構造改革特区構想の推進

特区制度をさらに有効なものとするため、地方自治体・民間事業者等からの提案に基づく規制改革項目の一層の拡大とその速やかな具体化を願いたい。また、規制改革の推進とあわせて、税財政支援などのインセンティブ施策を積極的に導入し特区制度の充実を図るとともに、兵庫県のこれまでの主体的な取り組みや優位性を活かし提案した特区構想実現について特段の配慮を願いたい。さらに、県下において今後申請が予定されている特区計画の実現についても国に対して強く働きかけられたい。

<回答>

構造改革特区については、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案によって、地域を限定した規制改革を行い、経済の活性化等を図ることを目指すものとして、昨年4月以降、全国で324件、県内では18件の特区計画が国の認定を受けている。

特区においては、規制改革の推進とあわせ、その効果が十分に発揮されるよう、税制措置や補助・融資等のインセンティブ施策を積極的に導入し、特区制度をさらに充実させることが必要であることから、来年度の国の予算編成に対する県からの要望活動等において「規制の特例措置の一層の拡大と速やかな具体化」とともに「特区で実施される主要な地域活性化事業に対する支援措置の拡充」を求めてきた。

特区の提案募集等は今後も定期的に実施されることから、県では、来年度、制度解説や個別相談等を行う「特区ミーティング」を各地で開催し、更なる特区構想の掘り起こしに努めるなど、県内の市町や民間等と連携した取り組みを進める。

今後とも、兵庫県から提案する特区構想の実現や税財政支援等を含めた特区における支援措置の拡充等についても、国に対し、引き続き強く要望していく。

<要望事項>

6-(3) 国際経済拠点の形成・内外企業の誘致促進

- ① 内外企業の県内立地を促進するため、産業集積条例に基づく新産業構造拠点地区、国際経済拠点地区、産業集積促進地区及び構造改革特別地区への進出企業に対する不動産取得税の軽減など税制面等の優遇措置を充実されるとともに、ひょうご投資サポートセンターの機能強化、国際経済交流テクニカルビジットの受け入れ等国際経済拠点の形成に向けた取り組みを推進されたい。
- ② 構造改革特区を活用した新産業創出支援のための施策（研究支援センターの設置、公的研究機関・大学研究所・企業の誘致等）に取り組んで頂きたい。
- ③ 今後、増加が予想される各国からの留学生の受け入れ体制を強化されたい。
- ④ 急速な経済のグローバル化の進展とともに、地元貿易業界等では新たな海外市場の開拓が求められており、近年、経済成長著しいロシアが目まぐるしく注目されている。このような状況に鑑みて、兵庫県と関係の深いソバロフスクをはじめとする極東ロシア地域と地元企業との経済交流を促進する施策を講じられたい。

<回答>

- 1 優れた産業・社会基盤を有する拠点地区への産業集積を促進するため、県では不動産取得税の2分の1の軽減、新規地元雇用者や新エネルギー設備に対して助成する雇用創出型産業集積促進補助金、外資系企業向けオフィス賃料補助金、年利1.1%の拠点地区進出貸付等、拠点地区に進出する企業に対して様々な優遇制度を講じている。

16年度からは、産業集積条例を改正し、新たに産業活力再生地区を創設するとともに、雇用創出型産業集積促進補助金を拡充し、先端技術型事業に係る大規模な設備投資に対する補助制度を設けるなど、更なる優遇措置の拡充を行う。

また、外国・外資系企業誘致や本県企業との国際経済交流を促進するため、ひょうご投資サポートセンターにおけるワンストップサービスの充実、首都圏での外資系企業誘致プロモーションの実施、海外企業ビジネスチャンス発掘事業や国際経済交流テクニカルビジット受入事業の継続実施など、国際的なビジネス環境の整備を図ることにより国際経済拠点の形成に向けた取り組みを進める。

- 2 構造改革特区に係る県独自の支援策として、平成 15 年 4 月より、「産業集積条例」において従来の拠点地区等に加え、新たに「構造改革特別地区」を設け、特区に認定された地域のうち、産業の集積が必要な地域については産業集積条例に基づく地区指定を行っている。

これらの地区に進出する企業に対して、不動産取得税の不均一課税、新規地元雇用者や新エネルギー設備に対する雇用創出型産業集積促進補助、拠点地区進出支援貸付等の優遇措置を講じているが、今後も、さらに先端技術型産業等の新事業展開を促進するための支援内容を拡充するなど、積極的な企業誘致活動を展開していく。

また、国に対しては、予算編成に対する提案等を通じ、税財政支援等を含めた特区制度における支援措置の拡充等について強く要望している。

特に、構造改革特区である播磨科学公園都市や神戸医療産業都市については、国際的な知的創造拠点の形成をめざし、これまで研究機関の誘致や研究開発支援、研究交流ネットワークづくりなどを進めてきており、引き続き、研究機関等の誘致に努めるとともに、SPring-8 の新兵庫県ビームラインの設置、兵庫県 COE プログラムをはじめとする研究開発助成の大幅拡充、研究機関メーリングリストなど研究交流の促進などを進めていくことにより、優れた研究開発の促進とその成果の産業化に積極的に努めていく。

- 3 留学生は、将来的には経済をはじめとする県と諸外国との国際交流を担うキーパーソンであるという認識のもと、生活支援や地域との交流促進を中心とした留学生安全・安心ネットの構築を図っている。

留学生の生活支援としては、私費留学生への奨学金の支給や兵庫留学生会館の運営支援などの環境整備を図るとともに、日本語講座や相談窓口の設置などの日常生活の支援を行っている。また、地域との交流促進としては、留学生県政セミナーや HAT 神戸国際フェスティバルの開催、NGO と連携した小中学校への留学生の派遣などを実施している。

さらに、平成 16 年度からは、生活の基盤である住宅の確保に重点を置き、公社住宅での受入れを拡大するとともに、大学や関連業界と連携のうえ、住宅入居マニュアルの作成や住宅入居保証の制度化などの留学生住宅支援システムづくりに取り組む。

- 4 ロシア極東との経済交流促進については、地元貿易業界から注目されていることから、平成 15 年度には、神戸商工会議所、(社) 神戸貿易協会とともにセミナーを 2 度開催し、情報提供に努めている。

また、平成 16 年度には、上記団体とともに、ハバロフスク地方等現地での企業訪問、市場調査等を実施する。

今後とも地元企業と極東ロシア地域との経済交流促進に努める。

<要望事項>

6-(4) 神戸医療産業都市構想の推進

国の都市再生プロジェクトであり、「先端医療産業特区」に認定されるなど、着実に進展している「神戸医療産業都市構想」については、アジア諸国を見据えたメディカルセンターづくり、医療産業クラスターの形成促進など、将来の発展方向を示唆するグランドデザインを策定し、強力で構想を推進する必要があるため、神戸市との連携を一層強化願いたい。

<回答>

- 1 神戸医療産業都市構想については、平成 11 年度から開催されている研究会に県も参画するとともに、先端医療センター整備への補助、先端医療振興財団への出捐や同財団役員への県幹部就任など財政面・人材面での幅広い協力・支援を講じてきた。

今後は、引き続き先端医療振興財団役員へ県幹部が就任するとともに、粒子線医療センターなどの県立施設と同構想の中核施設である先端医療センターなどとの連携について検討を進めるほか、「メディカルクラスター検討会準備会」等を通じて神戸市との連携を推進する。

7. 産業基盤・情報通信基盤の整備

<要望事項>

7- (1) 西播磨テクノポリス計画の推進

播磨科学公園都市の第2・3工区の早期着工を図られるとともに、土地分譲条件の緩和等により研究開発型企業や高度技術型工場等の企業誘致を一層推進されたい。また、県立粒子線医療センターは世界的にも新しい放射線治療を行うことができる施設であるので、長期的な観点から今後さらに病棟の充実等を図られたい。さらに、周辺市街地とのアクセス道路の整備、西播磨テクノポリスサテライト構想特定用地の早期利用など周辺地域の環境整備を促進されたい。

<回答>

1 第2・3工区については、社会経済情勢や第1工区の企業立地動向等各般の状況を踏まえ、進捗調整を行っている。

企業誘致については、Spring-8、ニューズバルの産業利用に関心を有する企業や高度な技術力を保持し、研究開発に積極的な企業を中心に誘致活動を実施しており、この度、ニューズバルでの研究成果を産業化に結びつけた企業が立地した。

また、「産業集積条例」による税制上の優遇措置、先端光科学技術特区をインセンティブとし研究開発型企業、高度技術型工場の立地促進に努めている。

今後とも、「創薬・先端医療」「情報通信」「新製造技術・新素材」の産業分野等を対象に、誘致活動を展開する。

さらに、産業利用に応じてSpring-8に新たに設置される兵庫県ビームラインや、民間企業・姫路工業大学・企業庁が連携して整備したニューズバルの新ビームラインを新たなインセンティブとするとともに、土地分譲条件の緩和、貸研究所・貸事務所の整備などにより、企業ニーズに柔軟に対応し、企業誘致を推進する。

2 粒子線医療センターにおける陽子線治療については、平成15年4月から一般治療を開始しており、高度先進医療の承認申請を行っており、これが承認された場合、入院・検査部分が保険適用となる。

炭素線治療については、平成15年2月に、メーカーが医療用具製造承認申請（粒子の追加）を行っており、審査にあたっては、優先審査の規定が適用されているが、国に早期審査を要望するとともに、メーカーに対し審査への適切な対応を指導するとともに、一般診療の開始に当たり治療基準の作成等を行うなど、早期の一般診療開始に努めている。

治療にあたっては、治療計画の作成等のため1週間の入院が必要となるが、照射にあたっては入院によるものと併せて外来によるものも可能であるため、患者の希望や疾患の状態等に応じて適切に対応している。

今後は、医療関係者や県民に対して粒子線治療の効果と実績の周知に一層努め、県立成人病センター放射線医療室を窓口とする県立病院間のネットワークを充実させ、適応患者の円滑な受け入れを行う。

また、将来的には、粒子線治療を希望される患者が著しく増加するなど、現在の施設規模では対応できないような状況となれば、病棟の充実等を検討していく。

3 播磨科学公園都市と周辺地域を連絡する道路は、これまで（主）上郡三日月線（国道179号～テクノ～上郡町間）、（主）相生山崎線（国道2号～テクノ～国道179号間）、（主）姫路上郡線（真広～竜野西インター線間）等の整備を進め、いずれも完了している。

さらに、周辺市街地との連携強化も図るため、はりまふれあいロード、（一）姫路新宮線、（一）竜泉那波線、（主）若桜南光線、（主）姫路上郡線等について整備を進めており、今後とも事業の推進に努める。

4 なお、県では、播磨科学公園都市周辺のサテライト団地に企業の集積を図るべく、県内外の企業に対して立地動向アンケートの実施、個別企業訪問及び現地案内を実施しているほか、平成13年度から首都圏及び近畿圏に配置している企業誘致専門員による個別企業の情報収集、地元市町及び県民局で構成される企業誘致組織「西播磨地域企業誘致促進協議会」への参画及び情報交換を通じ、強力に、企業誘致活動を展開している。

平成16年度には、企業誘致専門員を新たに中京圏に配置するなど一層の体制強化を図り、関係機関と連携し、引き続きサテライト団地への企業誘致に努める。

<要望事項>

7-(2) 高度情報通信基盤の整備促進

情報関連産業の集積を図る「ひょうご情報公園都市」の核施設の早期整備と一層の企業誘致をすすめるとともに、兵庫情報ハイウェイの民間開放による県内企業のIT化推進のため、アクセスポイントまでの回線利用の優遇措置及びインターネット利用等に係るいわゆるラスト・ワン・マイルの整備促進をはかり、地域間格差の是正、県内全域におけるブロードバンドインフラ構築の早期実現を図りたい。

<回答>

1 都市の基盤整備については、第1工区(約170ha)の整備を進めており、平成15年3月から産業用地の分譲を開始している。中央幹線道路等の整備に伴い発生する残土を利用した粗造成工事、上下水道、ガス等のライフライン工事、リサイクル緑化工事を推進し、今後は進出企業の具体化に合わせて、オーダーメイド方式等により整造成を施工する。

中核的機能については、県政の重要課題である「安全・安心な社会づくり」の観点から、「情報セキュリティ高等教育研究機関」の整備構想の推進を検討しており、平成15年7月にコンピュータ科学分野でトップレベルの教育・研究ノウハウを持つ米国のカーネギーメロン大学と日本校設置について覚書を締結した。平成17年4月(予定)の神戸市内での開校に向け、経営母体となる財団法人の設立など諸準備を進め、ひょうご情報公園の都市の成熟状況を踏まえながら、都市内への本格キャンパス設置を目指す。

また、産業労働部等との連携のもと、産業技術支援機能や研究開発機能など企業ニーズを踏まえた幅広い観点から都市の中核的機能の整備を検討する。

企業誘致については、平成15年度に食品流通企業及び電機・通信機器流通企業各1社の立地が決定した。また、新たに食品流通企業と進出協定を締結しており、平成15年度内に立地が決定する見込みである。

今後とも、次の取組を重点的に推進する。

- 税制上の優遇措置、雇用創出型産業集積促進補助、ニーズに応じた分譲方法等、企業誘致インセンティブの活用
- ② 過去の誘致活動において関心を示した企業等へ、個別訪問や現地案内等のフォローアップ
- ③ 立地意欲の高い企業に対し、個別ニーズに見合ったインセンティブの検討やプレゼンテーションの実施
- ④ 情報関連企業等成長7分野の業種をターゲットに、新たな企業へダイレクトメールを送付するなど誘致企業の発掘

2 兵庫情報ハイウェイについては、どの地域からも円滑に接続できるよう、全県的にくまなくアクセスポイントを配置することとし、県域の主要な拠点27ヶ所にアクセスポイントを設置している。

情報ハイウェイのアクセスポイントまでの回線費用は、利用者の負担としているが、県から民間通信事業者に対してより低廉なアクセス回線サービスの提供を働きかけ、現在、県の各機関や各利用者のアクセス回線として利用されている。

今後とも、情報ハイウェイの利用を一層推進するため、その具体的な利活用や接続の方法についての情報提供、技術的支援などきめ細やかな対応を行っていく。

また、地域の情報格差を是正するため、インターネットプロバイダ等12社に情報ハイウェイを無償開放しており、郡部における高速インターネットの普及促進を図っている。

併せて、平成17年度を目標に県内どの地域でも高速インターネット接続サービスが利用できるよう、平成14年9月「ブロードバンド100%整備プログラム」を創設し、市町と共同して民間通信事業者のDSL等の機器整備について支援している。

<要望事項>

7-(3) 臨海地域における工場跡地等総合的整備

臨海地域における工場跡地等の再開発・整備を支援するとともに、工場立地法に基づく緑地面積率や環境施設面積率等の設定について実態に即した見直しを図られたい。また、「尼崎21世紀の森構想」については、尼崎の森中央緑地の整備等構想の早期実現に努められるとともに、併せて工場立地法上の緑地及び環境施設に係る定義の拡大、緑地面積率の弾力的運用について国に働きかけられたい。

<回答>

1 臨海地域における工場跡地等の再開発・整備については、今後とも、国、市町等と密接な連携を図りながら、「兵庫県大阪湾臨海地域整備計画」及び「兵庫県関連整備地域整備計画」（平成9年5月主務省庁承認）に基づき、国等の支援措置も導入することにより、開発地区の整備をはじめ、各種事業を積極的に推進する。

2 工場立地法については、工場立地と自然環境の調和を地域の実態に合わせてより適正に行うという視点から、国の産業構造審議会工場立地法検討小委員会において見直しが行われており、①生産施設の面積比率の緩和、②屋上緑化等緑地の定義の拡大、③地域準則による自治体が設定できる緑地及び環境施設面積比率の幅の拡大の3点について、平成16年3月中に省令等が改正される予定であり、改正の趣旨を踏まえ適切な運用に努める。

3 尼崎21世紀の森は、推進母体である「尼崎21世紀の森づくり協議会」と連携しながら、森づくりの具体化や推進方策等を検討するとともに、市民フォーラムやイベントの開催等さまざまな活動を展開している。

尼崎の森中央緑地は、整備の基本計画を市民・学識経験者等から成る委員会のもとでアンケート調査やパブリックコメントなどを経て、平成16年1月に策定した。また、スポーツ健康増進施設の整備については、県として初めてPFI手法により整備することとし、平成15年12月にSPC（特定目的会社）と契約をすませ、整備に着手した。

今後、引き続き参画と協働のもとに、この中央緑地の整備を進め、あわせて環境にやさしい交通システムの検討やのじぎく兵庫国体に向けた国体会場への輸送ルート等の沿道緑化に取り組む。

このような取組みを進める中で、環境共生型のまちづくりをめざす「尼崎21世紀の森構想」の早期実現に努める。

<要望事項>

7-(4) 中心市街地等地域拠点整備の推進

下記の地域拠点整備計画を関係機関と連携して推進されたい。

① 神戸・阪神地域

- ・JR尼崎駅周辺「あまがさき緑遊新都心」における土地区画整理事業の一層の促進
- ・兵庫県立芸術文化センター（仮称）の建設促進及び同施設を核とした芸術文化の振興
- ・阪急西宮スタジアムの跡地を含めた阪急西宮北口周辺整備の市街地整備事業の一層の促進
- ・JR夙川駅（仮称）の早期完成支援
- ・宝塚北部における環境創造と新たなライフスタイルの創出拠点となるガーデンビレッジ（仮称）構想の早期実現

② 東播磨地域

- ・JR加古川駅北及び南西地区再開発、東加古川駅周辺地区の再開発・整備の推進
- ・山陽電鉄連続立体交差第2期事業の早期推進
- ・北はりまハイランド構想の早期実現
- ・小野長寿の郷（仮称）構想の早期実現

③中・西播磨地域

- ・キャストィ 21 計画グランドデザインの策定への支援・J R山陽本線等（姫路駅付近）連続立体交差事業の推進
- ・相生駅南地区及び那波丘の台地区の市街地整備事業の推進

<回答>

[神戸・阪神地域]

1 J R東西線の開通、福知山線の複線電化、新快速・快速電車の停車、駅の橋上化、アミング潮江のオープン等が相次ぎ、J R尼崎駅周辺地域のポテンシャルは、大きく高まっている。また、あまがさき緑遊新都心地区においては、工業を中心とした土地利用がなされていたが、近年の産業構造の変革により都市構造の再編が望まれている。

現在、あまがさき緑遊新都心地区においては、地区内の低未利用地の機能更新及び県東部の都市拠点としての形成を図るため、都市基盤整備公団が事業主体となつて行う、都市機能更新型の土地区画整理事業により基盤整備を行っている。

また、建物移転及び道路築造を行っており、平成 15 年度末時点で仮換地指定率は 39%、進捗率は総事業費ベースで 16%となっている。

今後とも、本土地区区画整理事業の推進に対しては関連事業との調整を図りながら、適切な指導及び予算確保に努めていく。

2 阪神・淡路大震災からの心の復興・文化の復興のシンボルとして、自ら創造し、県民とともに創造する「パブリックシアター」をめざす「芸術文化センター（仮称）」については、順調に工事も進捗しており、平成 17 年 10 月の開館に向けて、引き続き整備を推進していく。

また、施設の開館に先立って実施しているソフト先行事業として、「ひょうご舞台芸術」「ひょうごオリジナル音楽公演」などに加えて阪神・淡路大震災からの復興のアピールと支援への感謝のメッセージを発信する「大震災からの復興 10 周年記念ガラ・コンサート」を実施し、県民への鑑賞機会の提供、ファン層の拡大、運営ノウハウの蓄積、各地域のホールや舞台芸術関係者等とのネットワークの構築などを行い、開館準備を推進する。

そして、開館前年度となる平成 16 年度には、開館記念事業の制作も本格化し、秋にはラインナップを発表するとともに、センター専属の芸術創造団体である付属交響楽団の楽員募集を行うなど、開館に向けた具体的な準備を推進し、ソフト、ハード一体となった「芸術文化センター構想」を実現することにより、芸術文化振興を図っていく。

3 J R夙川駅については、県が施行中の都市計画道路建石線の道路拡幅事業と一体となつて、J Rが整備を行う予定であり、今後とも地元の理解と協力を得ながら、周辺施設整備を行う西宮市とともに必要な支援を行っていく。

4 ガーデンビレッジ（仮称）構想については、平成 12 年度に基本構想を策定し、平成 13 年度には、地元住民・産業界の参画を得て、地域懇話会を開催し、機運の醸成や構想への参画などを呼びかけた。

平成 14 年度は、拠点形成に結び付く研究開発及び情報発信機能の取組を先行する方針のもとに、新ビジネス分野の可能性調査とフロントランナーとなる企業の掘り起こしを行った。

平成 15 年度は、意欲的な取組企業・生産者の参画により、園芸・造園等産業界における交流を促進し新たなビジネス取引・提携・創出等のあり方の調査・研究を行う「ひょうご景観園芸産業研究会（仮称）」設立を図るため、平成 15 年 7 月にひょうご景観園芸産業研究準備会を立ち上げた。

平成 16 年度については、上記研究会を設立して、より一層の景観園芸産業交流・ネットワーク化の推進を図るとともに、「景観園芸産業新ビジネスモデル実証展示事業」を新設し、景観園芸産業におけるフロントランナー企業等が研究開発した新製品・新サービス及び新技術等を実証展示するための経費に対し支援することにより、そのビジネス事業化を促進させる。これらの事業を活発に展開し、研究開発及び情報発信機能の展開の促進を図っていく。

[東播磨地域]

1 本地区はJ R加古川駅の北側に位置し、住宅供給・商業機能の集積を担う地区として位置づけら

れているが、現況は公共施設等の基盤整備が未整備のまま市街化が進行している。

また、JR山陽本線に接して北側に旧国鉄用地が広がり、地区発展の阻害要素となっている。

そのため、地区に隣接するJR山陽本線及び加古川線の連続立体交差事業に合わせて土地区画整理事業を行い、播磨地方拠点都市地域の拠点地区として、また、加古川市の中心市街地としてふさわしい地区を創出するため、都市基盤整備施設の整備を行っている。

現在、建物移転及び道路築造を行っており、平成15年度末時点で仮換地指定率は40%、進捗率は総事業費ベースで62%となっている。

県としては、本土地区画整理事業の推進に対しては関連事業との調整を図りながら、適切な指導を及び予算確保に努めていく。

2 山陽電鉄連続立体交差第2期事業は、平成6年度に完了した山陽明石駅を中心とする第1期に引き続き、山陽西新町駅を中心とした明石川以西約1.9kmを高架化する予定である。平成13年度末に事業認可を取得し、平成14年度より地元説明及び用地買収に着手しており、今後は、明石市や地元の協力を得ながら、早期の工事着手に向け、用地買収を推進する。

3 北播磨県民局では、北播磨地域が持つさまざまな資源や、都市と農山村との交流の接点となる地域特性を生かしながら、また、平成17年の「北播磨交流の祭典（きらっと北播磨 交流の大舞台2005）」の開催に向け、地域テーマである「北播磨 豊かな自然との共生 ー交流の舞台づくりー」をより一層推進するため、地域活性化や交通基盤等の充実に取り組んでいる。

その中で、北はりま地域（西脇市・多可郡1市4町）の豊かな自然の中で地域特性を活かした交流を進め、都市部からの交流人と地域住民がここら豊かな時間を過ごしなが、生活空間の豊かな地域づくりを目指す「北はりまハイランド構想」の実現に向けた取り組みに対して、平成16年度は、田園空間博物館案内人養成講座等を委託する「北はりま田園空間博物館交流推進事業」の実施、北はりまハイランド・ふるさと街道の整備推進や田園空間博物館エリアの道路案内標識を整備するなどの支援を行なう予定である。

4 小野長寿の郷（仮称）構想については、高齢者の新しい住まい方のフィールドを民間事業者に提供することを基本に、アクティブエイジングを推進する先導的なまちづくりモデルとして、15年7月「高齢者の新しい住まい方を提案するまちづくりモデル調査報告書」を公表した。

今年度は、これまでの本構想への地元住民を始めとする県民の理解を深めるため、現地におけるワークショップを開催したほか、民間企業・社会福祉法人・NPOなどへ事業参画意向調査、県民への住み替え意向と住み替えにあたっての課題調査などのアンケート調査を行い、また、高齢者が住み替えるにあたっての諸課題の整理や支援策の検討、さらに市場地区においては本構想を魅力づける広域利用施設構想を検討してきた。

来年度も、県民や民間事業者の参加を得ながら ①居住希望者の掘り起こし及び事業化の可能性検討 ②住み替え支援システムの詳細検討 ③市場地区広域利用施設の具体的内容について検討を行う等、本構想の実現に向けた取り組みを進める。

[中・西播磨地域]

1 姫路駅周辺地区では、キャスティ21計画に合わせ、その都市基盤整備として連続立体交差事業、関連道路事業及び土地区画整理事業が一体的に実施されている。

このうち、姫路市が施行する姫路駅周辺土地区画整理事業については、平成元年度に事業計画を決定し、連続立体交差事業用地の確保、南北交通軸の形成及び駅前広場等の公共施設の整備改善を目的として事業が進められている。

現在、建物移転が鋭意行われており、平成15年度末時点で仮換地指定率は98%、進捗率は総事業費ベースで25%となっている。

JR山陽本線等連続立体交差事業は、姫路市中心市街地の南北交通の円滑化、鉄道で分断された市街地の一体化はもとより、姫路駅周辺の都市基盤整備の核となる事業である。

平成9年度に山陽本線東部区間約1.6kmの高架切替を行い、現在、姫路駅部及び西部区間の高架工事及び山陽電鉄移設工事を進めている。今後は、平成17年度末JR山陽本線の高架切替、平成20年度姫新・播但線の高架切替に向け、整備を推進する。

2 相生駅南地区においては、良好な市街地の整備に向け、土地区画整理事業及び市街地再開発事業の都市整備事業が実施されている。

このうち、相生市が施行する相生駅南土地区画整理事業については、平成元年度に事業計画を決定し、交通ターミナル機能の整った駅前広場等の公共施設整備により、相生市の玄関口にふさわしいまちづくりが進められている。

現在、仮換地指定を進め建物移転を実施しているところであり、平成 15 年度末時点で仮換地指定率は 93%、進捗率は総事業費ベースで 91%となっている。

県としては、今後の進捗状況等を考慮しながら適切な指導及び予算確保に努めていく。

また、組合が施行する相生駅前地区Aブロック第 1 種再開発組合市街地再開発事業については、近年の社会経済情勢の中事業計画の見直しをする必要があり、見直しにあたり一定の期間を要することから、平成 14 年 12 月に公共事業等審査会において、組合に対する補助事業は一旦「休止」が妥当との答申を受けた。

また、戦前に建てられた木造老朽住宅が密集する相生市那波丘の台地区では、居住環境や防災性の向上、道路・公園等の都市基盤の整備を目的に、土地区画整理事業と密集住宅市街地整備促進事業の合併施行により、効率的なまちづくりを進めている。

このうち、土地区画整理事業については、平成 7 年 11 月に事業計画を決定し、都市計画道路陸那波南本町線をはじめ、那波丘の台公園等の公共施設整備を行い、宅地の利用増進を図るべく事業が進められている。平成 15 年度末時点で仮換地指定率は 64%、進捗率は総事業費ベースで 51%となっている。

密集住宅市街地整備促進事業については、平成 6 年度に整備計画を策定し、老朽住宅の買収除却、従前居住者のためのコミュニティ住宅の建設等を行っている。平成 13 年 9 月にはコミュニティ住宅 28 戸が竣工し、計画戸数 58 戸が完成したことになり、今後は土地区画整理事業の仮換地指定状況等を考慮しながら、老朽住宅の買収除却を進めていく。

8. 魅力ある兵庫づくり

<要望事項>

8-1(1) 集客観光PR事業の展開

多彩な地域の特色を活かした集客促進を図るため、(社)ひょうごツーリズム協会等各種団体と連携した広域観光モデルルートを活用し、県内各地域の観光関連拠点を結ぶ広域的な振興策を講じるとともに、NHK大河ドラマ「武蔵 MUSASHI」の平成 15 年放映による効果を一過性に終わらせないよう、新たな観光ルートの整備と内外への情報発信を継続的に展開されたい。また、兵庫県下の多彩な産業・技術基盤をツーリズム資源として開拓し、広く視察・見学目的での観光客の受け入れを図る産業ツーリズムを推進するため、受け入れ企業等に対する助成措置を講じられたい。

<回答>

「見る観光」から「体験・交流するツーリズム」へと観光の質的変容が進む中、地域の知恵と資源を結集した多彩な集客魅力の向上が不可欠である。

こうしたなか、本県では、「ひょうごツーリズムビジョン」の下、ツーリズムの総合的かつ戦略的な推進に向けて、(社)ひょうごツーリズム協会をはじめ関係機関・団体と連携し多彩なキャンペーンの開催や「ひょうごツーリズムバス」の実施など広域的な観点からツーリズムの普及と振興に取り組んでいる。

また、平成 15 年大河ドラマ「武蔵 MUSASHI」放映に際しては、関係市町や関連団体が協働し、効果的・効率的な情報発信と集客力あるイベントを実施することで地域への誘客促進が図れたとともに、地域連携の新たな取り組みへの発芽がみられた。

このように広域ツーリズムを推進することは集客の上で極めて効果的であり、今後とも、こうした取り組みを観光HPなどによりPRするとともに、「地域活性化集客支援事業」や「体験・交流型ツーリズムプログラム推進事業」などにより支援する。

さらに、平成 16 年度は、震災 10 周年にあわせて、県下各地で行われる記念事業と兵庫の“今”の魅力をPRする『愛・元気ひょうご』発信事業を実施する予定であり、引き続き内外への積極的な情報発信に努めていく。

そのほか、本県が誇るわが国の産業をリードしてきた基幹産業と先端技術などを新たなツーリズム

ム資源として広く内外にPRする「産業ツーリズム」を推進することは、内外からの観光客の誘致に繋がるだけでなく、産業振興の観点からも重要であると認識している。このため、15年度から「産業ツーリズムアドバイザー」を設置し、産業ツーリズム資源の開拓を行い、現在、神戸、阪神、播磨地域を中心に174施設（16年2月末）を開拓しており、引き続き、但馬、丹波、淡路地域において登録施設の開拓にあたっている。

今後、引き続き、産業ツーリズムアドバイザーによる資源開拓や観光客等とのマッチングを図るほか、16年度から新たに、観光客受入れに係る登録施設への助成制度と「産業ツーリズムバス」を創設する予定であり、産業ツーリズムの普及・啓発を図っていく。

<要望事項>

8-(2) 淡路島国際公園都市等の整備促進と神戸ルミナリエ等の開催支援

国営明石海峡公園をはじめとする淡路島国際公園都市の地域整備、大蔵海岸等関連施設の拡充を引き続き推進するとともに、明石海峡大橋を活かした継続的集客策の展開、観光PR等に積極的に取り組まれない。また、震災犠牲者への鎮魂等の理念を継承し、冬の一大イベントに成長した神戸ルミナリエの継続開催に対し、引き続き積極的な支援措置を講じられたい。さらに、平成20年に開催される第25回全国菓子博覧会に向けて、準備委員会に参画し、積極的に支援頂きたい。

<回答>

1 淡路島国際公園都市については、自然環境の回復、緑豊かな景観の創造に力点を置きながら、人々の心と文化が交流する「コミュニケーション都市」として、平成12年3月に都市の概成を迎え、淡路花博「ジャパンフローラ2000」を開催した。

その中核施設の一つである国営明石海峡公園（淡路地区）は、近畿圏における広域レクリエーション需要の増大に応えるため、「自然と人との共生、人と人との交流」を基本理念に、平成5年度から国土交通省近畿地方整備局により整備が進められている。

本公園は平成14年3月21日に全体計画面積約96haのうち、約30haについて第1期開園を行った。また、平成15年4月26日には第14回全国「みどりの愛護」のつどいの開催に合わせて、約6haの第2期開園を行った。県としても今後も引き続き、同公園の整備促進について国に協力するとともに、要望していく。

2 大蔵海岸の整備に関しては、国土交通省近畿地方整備局姫路工事事務所及び明石市により進められ、そのハード整備は完了しており、地域振興面においても大きく寄与するものと認識している。集客施設については、明石市によりその誘致が進められているところである。

なお、大蔵海岸、アジュール舞子では、国土交通省により砂浜の安全対策工事が行われているが、工事の円滑な進捗と早期完成のための予算確保について、14年末に明石市、神戸市と共に国土交通省へ要望を行ったところ、平成15年度格別の予算配分が行われ、平成16年内には安全対策工事が完了する予定となっている。

今後とも当海岸が地域住民に親しまれ、安心して訪れることの出来る空間を早期に開放できるよう国に要望していく。

3 神戸ルミナリエは、震災後の被災地復興の起爆剤として開催され、現在では、「神戸の冬の風物詩」として冬の一大イベントに成長し、その定着がみられるところであり、その集客による経済効果は被災地の復興に大きく寄与している。

また、国の復興特定事業にも認定されており、歳月の経過とともに震災の記憶が風化していく中で、単なる観光集客イベントとしてではなく、「震災犠牲者への鎮魂と都市の再生・復興への夢と希望の願い」という当初の理念を継承するイベントとして継続開催されることが望ましいと考えている。

これからは、安定的な財源確保や経費の縮減が図られる中で、地域住民や産業界等をはじめとした地元が主体となった市民参加型のイベントとして継続、運営されることが望ましい形であると考えており、県としても、こうしたことを踏まえながら、神戸市をはじめとした関係機関との連携を図りながら、開催支援について検討していく。

- 4 第25回全国菓子博覧会に向けた準備委員会については、要望があれば、県として参画する方針であり、実施主体である兵庫県菓子工業組合・地元市等と連携しつつ、効果的な事業実施に向け、支援策を検討していく。

<要望事項>

8-(3) 各地域における魅力ある兵庫づくりの推進

阪神圏の新都市創造に向けての環境循環型テーマゾーンとしての役割が期待できる宝塚北部新都市構想の早期着手を図られたい。また、県立赤穂海浜公園内のわくわくランドの改修整備促進及び隣接する赤穂御崎地域との官民共同のPR・整備促進に取り組まれるとともに、播磨科学公園都市の南の玄関口である相生湾臨海部にマリン・タウン・プロジェクトの一環として、県立の西播磨海洋センターを設置されたい。さらに、加古川大堰の漕艇場としての利用促進、平荘湖、権現ダムを含む加古川流域・河口のレクリエーション環境づくりを積極的に支援されたい。また、但馬地域におけるコウノトリの野生復帰のための周辺環境整備や自然保護に積極的に取り組まれたい。

<回答>

- 1 宝塚北部地域は、阪神間にあつて豊かな自然環境に恵まれた数少ない地域であり、丸山湿原など自然環境に配慮する必要がある区域が含まれていることを踏まえ、土地利用を進める必要がある。事業は現在、進捗調整中であるが、自然と共生する土地利用を基本として、宝塚北部地域の地域特性や立地特性を活かした計画となるよう検討を進めており、引き続き、地元との意見交換を重ねるとともに、国における第二名神高速道路の検討状況を見極めつつ、慎重に検討を行っていく。
- 2 「わくわくランド」の利用者数は平成6年度をピークに減少傾向にあり、平成元年の開設以来15年を超えて諸施設に老朽化が見られたり、利用者ニーズにあわなくなっている状況も見受けられるので、遊戯施設の改善や更新および周辺園路の大規模修繕等によって利用者の増加を図るべく努力している。また、赤穂市や民間企業と連携して赤穂義士マラソン・トライアスロン大会・各種イベント等を実施し、公園及び赤穂御崎や周辺地域の利用促進と活性化を図っており、今後もこれらの事業を積極的に展開するとともに、インターネット等を活用して公園の情報を広く発信していく。
- 3 加古川流域の環境づくりについては、国土交通省管理区間においては、既に加古川市が河川占用許可を受け、「漕艇センター」及び河川公園として河川空間の利用を行っている。国土交通省によれば、今後とも加古川流域の環境づくりについては、関係機関からの要望に可能な限り協力を行いたいとのことである。
- 4 平荘ダムにおいては、加古川市により「平荘湖プロムナード整備事業」及び「ふるさと自然のみち整備事業」が、また、権現ダムにおいては、県加古川土木事務所による「大規模自転車道整備事業」と加古川市による「ふるさと自然のみち整備事業」がそれぞれ実施されており、レクリエーションの場として活用されている。
- 5 平成17年度からの試験放鳥に始まるコウノトリの野生復帰に向けては、平成15年3月に策定した「コウノトリ野生復帰推進計画」に示す基本的な考え方をもとに、平成15年7月に地域住民、関係団体、学識者、行政で構成する「コウノトリ野生復帰推進連絡協議会」を設置し、事業者間の連携を図りながら、地域と一体となった取り組みを進めている。平成16年度は、環境創造型農業の推進、田と排水路を結ぶ水田魚道の整備、河川の自然再生、里山林の整備等の自然環境整備に加えコウノトリの野生馴化、放鳥拠点整備等の放鳥準備に取り組むほか、コウノトリファンクラブの設立や浜名湖花博・愛知万博への出展等による国内外への情報発信、普及啓発などを重点的に取り組む予定である。

9. 総合交通体系の整備

<要望事項>

9-(1) 空港計画の推進

平成 17 年度開港予定の神戸空港は、神戸及び周辺の将来の持続的発展に大きく寄与することが期待されるので、着実な整備工事を促進されたい。また、神戸空港は、将来の様々な航空需要に対応できる都心型空港でもあるので、EMS（緊急医療搬送）をはじめ、隣接する「神戸医療産業都市構想」との連携を強化するなど、多様な利用促進に向けた取り組みを促進されたい。

さらに、国内基幹空港として大阪国際空港を有効活用するため発着枠及び路線の拡充、広域レールアクセス構想の早期実現を推進するとともに、但馬空港における東京直行便の早期実現と新たな路線の早期開設、播磨地域にとって望ましい空港のあり方についての研究・検討を進められたい。また、関西国際空港への県内各地からのアクセス整備を進められたい。

<回答>

【神戸空港について】

神戸空港が、本県の玄関口として神戸市民のみならず県民にも広く利用され、利便をもたらす都市基盤施設であること、また、この空港が将来的に県民の足として定着するために安定的かつ適切な空港運営の確保が必要であるとの観点から、空港整備に対する補助及び神戸空港ターミナル㈱への出資を行っており、今後も広域的な観点から支援していく。

【大阪国際空港について】

大阪国際空港については、平成 10 年 7 月から低騒音ジェット機の使用を前提に 30 便の増便が実現しており、また平成 13 年 11 月から YS-11 型機の代替にあわせ 20 便（合計 50 便）まで増便されている。

さらに、平成 14 年 4 月から、低騒音リージョナルジェット（CRJ100/200）をプロペラ機と同様に扱い、総発着枠内で離発着することが可能となっている。

これらの措置により平成 15 年の乗降客数は 1,886 万人となっている。

今後も地元市の意向を尊重しつつ、利用者利便の確保に努める。

【大阪国際空港へのアクセスについて】

本県としては、大阪国際空港が人口集積地である阪神都市圏に位置する特長を生かすためにも、定時性・高速性・大量輸送性を備えた広域レールアクセス構想が必要であると考え、調査・検討を行っている。この構想の実現には、採算性の確保などの課題があるため、引き続き、地元伊丹市とともに検討を進めていくとともに、当面の暫定対策として直行バスの運行についても調査・検討を行っていく。

【但馬空港からの東京直行便について】

コウノトリ但馬空港からの東京直行便については、地元と連携を図りながら、国に対して羽田空港の小型機枠の開設を働きかけており、今後も引き続き直行便実現に向けた取り組みを進めていく。

【播磨空港計画について】

播磨空港計画については、県や地元自治体も参加した播磨空港整備協議会が中心となって、引き続き播磨地域における空港のあり方について調査・検討を行う。

【関西国際空港へのアクセスについて】

関西国際空港への海上アクセスについては、淡路地域との間で運航されており、今後とも、関西国際空港への交通アクセスの充実に努める。

<要望事項>

9-(2) 港湾及びウォーターフロント整備事業の推進

神戸・大阪港を補完するため尼崎西宮芦屋港の整備を推進するとともに、総合静脈物流拠点港として指定を受けている姫路港の整備、東播磨港、赤穂港など県内主要港の港湾機能の強化・拡充を

図られたい。また、「瀬戸内なぎさ回廊づくり」を進め、人と海が安全に触れ合える海岸空間づくりに努めるとともに、坂越港ふるさと海岸等各地域における潤いのある海岸環境の整備、ウォーターフロント拠点の開発に努められたい。

さらに、尼崎西宮芦屋港について、尼崎閘門内の浚渫も含めて水深の確保に努められたい。

<回答>

港湾施設の整備については、尼崎西宮芦屋港では、多目的国際ターミナルの整備を進めている。姫路港では、平成 16 年度供用予定の多目的国際ターミナルの機能を強化する荷役機械の整備を進めるとともに、総合静脈物流拠点港として神戸港との連携を図っていく。さらに、東播磨港二見地区では、公共ふ頭等へのアクセスを多重化する第二連絡道路の耐震改良を図っている。これらの重要港湾とともにその他の県内主要港も含め、引き続き港湾機能の強化・拡充を図っていく。

港湾及び海岸の環境整備については、尼崎西宮芦屋港、東播磨港などの各地域において「瀬戸内なぎさ回廊づくり」を進め環境創造を図るとともに、ウォーターフロントにおけるレクリエーション機能の向上に取り組んでいく。なお、坂越港ふるさと海岸については、平成 16 年度完了を目途に整備を進めている。

また、尼崎西宮芦屋港の水深の確保については、平成 15 年度は閘門（運河水路）内の鶴町岸壁周辺部等において維持浚渫を行っており、今後とも水深確保に努めていく。

<要望事項>

9－(3) 大阪湾岸道路の建設促進

大阪湾岸道路は、六甲アイランド以西の延伸が凍結されたままではかえってマイナス効果が生じるので、大阪湾ベイエリア地域の大量交通を分散させ、交通負荷軽減による渋滞・大気汚染の緩和や災害時の道路を形成するためにも、残区間（名谷ジャンクション～六甲アイランド）の早期着工・全線開通を推進されたい。

<回答>

大阪湾岸道路の未整備区間である神戸市垂水区下畑町から東灘区向洋町北（六甲アイランド）の間については、トンネル及び橋梁等の大規模構造物で構成され、事業費が膨大なため、大阪湾岸道路（西伸部）検討会議（H15.11 設置）において、整備方針、事業手法、コスト縮減等の検討を行い、関係者間の合意形成を図る予定である。

現在、9 期区間の都市計画手続き着手に向けて大阪湾岸道路有識者委員会を設立（H15.11）し、パブリックインボルブメントプロセスを実施しており、県としても、関係機関とともに協議調整に努め、早期に事業化が図られるよう取り組む。

<要望事項>

9－(4) 神戸淡路鳴門自動車道等の通行料の恒久的引き下げ

神戸淡路鳴門自動車道の通行料金については、平成 15 年 7 月から 1 年間の措置として新特別料金（基本料金より 28%引き）が適用されているが、同自動車道の一層の利活用促進と地域間の経済交流等の拡大に結びつけるため、通行料金の恒久的な引き下げについて、関係先に強く働きかけられたい。また、山陽自動車道の通行料金の引き下げについても関係先に働きかけられたい。

<回答>

神戸淡路鳴門自動車道の通行料金の引下げについては、地域経済活性化や地域間交流の更なる促進を図るために重要であることから、本県では関係府県市と連携を図りつつ、国、公団に対して、コスト縮減、経営合理化や政策的、弾力的な料金設定などにより、平成 16 年 6 月の新特別料金の見直しを含め、さらなる料金引下げの実現に努めるよう、引き続き、強く求めていく。

また、高速国道の料金については、道路関係四公団民営化の基本的枠組み（政府・与党申し合わせ）において、平均 1 割程度の引下げに加え、マイレージ割引、夜間割引等による更なる料金引下げを民営化までに実施するとされている。

本県としては、今後とも、国に対し、より利用しやすい料金とするため、道路特定財源の活用等

を検討するよう、国の予算編成に対する提案を行っており、今後ともあらゆる機会を通じて要望していく。

<要望事項>

9-(5) 道路網の整備

地域経済の活性化と緊急時の円滑な交通網を確保するため、高速性・代替性を備えた高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備をより一層推進され、特に下記の道路を重点的に整備されたい。同時に、ITS（高度道路交通システム）の早期導入等による渋滞解消の研究、主要幹線道路における歩道のバリアフリー化・電柱の地中化等を推進されたい。

① 高規格幹線道路等

- ・近畿自動車道 名古屋神戸線（第二名神高速道路）
- ・北近畿豊岡自動車道
- ・中国横断自動車道 姫路鳥取線

② 都市高速道路

- ・阪神高速道路（神戸山手線）の全線開通に向けた整備促進

③ 地域高規格道路

- ・鳥取豊岡宮津自動車道
- ・神戸西バイパス
- ・神戸中央線
- ・東播磨南北道路
- ・阪神間南北線
- ・東播丹波連絡道路

④ 地域幹線道路

- ・国道2号（大川町交差点～平野西交差点拡幅・対面交通、相生拡幅、相生有年道路、姫路西拡幅、和坂～小久保）
- ・国道175号（平野拡幅、神出バイパス、三木バイパス、西脇北バイパス、西脇ランプ）
- ・国道176号線（塩瀬町工区の付け替え道路整備促進）
- ・国道250号（相生市皆勤橋～鰯浜間、高取峠のトンネル化・登坂車線等道路整備、飾磨バイパス及びその東伸）
- ・国道372号線（小川橋周辺拡幅、山陽自動車道姫路東IC付近拡幅）
- ・国道427号線の総合的な整備
- ・都市計画道路 山手幹線（大阪府県境・夙川～神戸）の全線開通に向けた整備促進
- ・都市計画道路 園田西武庫線の整備促進
- ・姫路十二所前線と国道2号の一方通行解除による相互通行の実現
- ・都市計画道路 尾上小野線（加古川市）の整備促進
- ・龍野・揖保川・御津南北連絡道路（はりま・ふれあいロード）の整備促進
- ・揖龍南北幹線道路の整備促進
- ・播磨臨海地域における道路網計画の推進

⑤ その他の道路

- ・都市計画道路 赤穂駅前大石神社線の整備促進
- ・県道周世尾崎線（坂越・尾崎のトンネルの整備促進）
- ・都市計画道路 相生駅相生線（垣内町～陸本町・栄町）交差点改良の早期整備
- ・相生市西部を南北に走る県道竜泉・那波線（西部幹線）全線の早期着工
- ・県道国分寺白浜線（姫路東インター南側）の拡幅
- ・東播磨南北道路の早期実現
- ・加古川左岸堤防道路の拡幅
- ・都市計画道路 沖浜平津線（高砂）の早期整備
- ・姫路市からの海岸線道路計画（高須松村線）の実現
- ・明石市と明石海峡大橋を結ぶアクセス道路の建設促進
- ・県道明石・高砂線の新明町以西の早期拡幅
- ・都市計画道路 建石線の拡幅工事の早期完成
- ・県道大沢西宮線（国道2号線～阪急甲陽線）の拡幅工事
- ・尼崎宝塚線（武庫の里以北）拡幅事業の早期完成
- ・円山川右岸道路の整備促進及び豊岡までの北伸

⑥ 紀淡連絡道路の早期事業化

<回答>

1 高速道路におけるITSの一環として、日本道路公団、阪神高速道路公団では、料金所渋滞の緩和や沿道環境の改善に資するETC（ノンストップ自動料金支払いシステム）の導入に取り組んでいる。

現在、日本道路公団の管理する名神高速道路等の高規格幹線道路については、県下全ての料金所にETCが設置されている。

また、阪神高速道路については、県下全43料金所のうち、41料金所にETCが設置されている。県としては、引き続き未整備料金所におけるETCの設置を、公団に対し要望していく。

2 歩道の整備に当たっては、高齢者、身体障害者等の活動機会の増大に対応して、段差解消、点字ブロックの敷設、セミフラット型歩道の整備促進を図る。特に駅舎などの公共交通施設周辺地区においては、平成12年度に制定された交通バリアフリー法に基づく整備を推進する。

また、既設歩道において平成14年度、15年度にかけて実施した歩道の総点検の結果を踏まえ、DID地区、交通バリアフリー法の重点整備地区、福祉のまちづくり重点地区等において、段差や波打ち歩道の解消のための歩道のリニューアルに取り組む。

3 兵庫県では、安全で快適な歩行空間の確保や優れた景観の保全と形成等を図るため、電線類の地中化を積極的に推進してきており、これまでに兵庫県全体で約270kmの地中化を実施した。

平成16年度からは新たに「無電柱化推進計画（H16～H20、全国目標3,000km）」に基づき、これまでに推進してきた幹線道路に加え、歴史的街並みや自然景観を保全する地区、新しいまちづくり地区などにおいて面的な無電柱化にも取り組んでいくこととし、兵庫県全体で約168kmを実施する予定である。

平成16年度においても、電線管理者や地元住民の協力を得て、計画的な事業推進を図っていく。

[高規格幹線道路等]

1 わが国の自動車交通の大動脈となる第二名神高速道路は、現名神と一体となって高速道路本来の高速性、定時制、快適性を確保するとともに、阪神淡路大震災の教訓を活かした代替ネットワークを形成する。

特に本県においては、中国自動車道の宝塚市内のトンネルを中心とした渋滞が激しく、これを解消するためのバイパス機能も有している。

県としては、第二名神の必要性、重要性を国、日本道路公団に強く訴え、整備を促進するよう要望していく。

2 北近畿豊岡自動車道については、国土交通省が春日町～八鹿町間で整備を進めている。そのうち春日町～氷上町間は、平成16年度末供用予定で、氷上町～和田山町間については平成18年の兵庫県国体までの供用を目途に整備を進めている。また、和田山町～八鹿町間については用地買収を進めている。県として、国土交通省に事業促進を要望するとともに、北近畿道の一部となる遠阪トンネル有料道路の改築事業を平成15年度から実施している。

八鹿町～豊岡市上佐野間については、都市計画及び環境影響評価の手続きを進めている。県として、手続きが円滑に進むように、事業予定者である国土交通省と調整を図る。

豊岡南以北については、早期に新規着工準備箇所へ採択されるよう、国土交通省に働きかけるとともに、関連計画の具体化を図る。

3 中国横断自動車道姫路鳥取線は、山陽、山陰及び中国地方の山沿いの地域を山陽自動車道や中国縦貫自動車道と連携しながら一体的に結び、輸送時間の短縮、沿道地域の産業や経済、生活や文化の発展に不可欠な道路と認識している。また、播磨科学学園都市へのアクセスとして、西播磨地域を中心とした経済・文化・情報の交流の発展にも寄与する。

県としては、姫路鳥取線の必要性、重要性を踏まえ、高速ネットワークとして早期に整備するよう、国等に訴えていく。

[都市高速道路]

阪神高速道路神戸山手線は、神戸市長田区～同市須磨区に至る延長9.5kmの路線であり、神戸線、北神戸線と連結することにより、神戸市西部地域における高速道路の南北軸を形成する重要な路線であり、平成15年8月に長田区蓮池町～北神戸線間が開通した。

県としては、残る長田区南駒栄町～長田区蓮池町間について、平成 20 年春の完成をめざし、引き続き一層の事業進捗を、国、阪神高速道路公団に要望していく。

〔地域高規格道路〕

- 1 鳥取豊岡宮津自動車道は、平成 6 年 12 月に地域高規格道路の計画路線として指定された。
このうち香住道路 (L=6.2km)は、平成 6 年度から事業に着手しており、現在、平成 17 年春の供用を目指して鋭意工事を進めている。
また、香住道路の西側区間である余部道路(L=5.3km)についても、平成 12 年度から事業に着手し、現在、用地買収及び橋梁工事等を進めている。
鳥取県境の区間(L=3.5km うち県内 1.9km)については、鳥取県とともに平成 13 年度から事業着手し、現在、用地買収を進めており、工事に着手した。
引き続き、事業中区間の進捗を図るとともに、未着手区間についても早期具体化が図られるよう関係機関と協議調整を進める。
- 2 神戸西バイパスは、垂水 JCT から石ヶ谷 JCT までの延長 12.5km の地域高規格道路で、このうち、垂水 JCT から永井谷 JCT に至る自動車専用部 5.6km、一般部 4.4km については、平成 10 年 4 月に明石海峡大橋と同時供用した。
永井谷 JCT から石ヶ谷 JCT の間については、現在、国土交通省が用地買収及び工事を進めている。
県としても引き続き、事業促進について国土交通省に働きかける。
- 3 神戸中央線については、神戸市道路公社が、布引から国道 2 号までの南伸事業（平成 18 年度供用用途）を進めている。これにより、阪高神戸線（生田川ランプ）と連結されることになり、都市高速ネットワークの充実が図られるものとする。
- 4 東播磨南北道路は、平成 11 年度から国道 2 号加古川バイパス～(主)神戸加古川姫路線間の約 5.2km について、地域高規格道路として事業を進めており、現在、用地買収の推進を図っている。今後も地元の協力を得ながら事業の促進を図り、早期に第 1 期整備区間が供用開始できるよう努める。
- 5 阪神間南北線は将来の阪神地域における南北交通需要に対処するとともに、地域の活性化や社会経済活動の発展を支えるため必要ではあるが、計画の具体化には、今後の技術開発の進展や社会経済情勢の動向を見定めて行く必要があるため、時間をかけて取り組んでいく。
- 6 東播丹波連絡道路は、現況道路の交通渋滞等の問題を解消するとともに、東播地域と丹波地域の連携及び交流促進を目的とした道路で、滝野町から氷上町に至る約 30km の地域高規格道路である。
平成 10 年 6 月に計画路線指定され、同年 12 月には西脇市～黒田庄町間約 5 km が整備区間に、山南町～氷上町間約 9 km が調査区間に指定されている。
西脇市～黒田庄町間は、国土交通省により西脇北バイパスとして事業が進められており、現在、設計及び用地買収を促進している。また、山南町～氷上町間については、事業化に向けた調査を進めている。
県としても、事業中区間の整備促進及び未着手区間の早期事業化について、国に要望していく。

〔地域幹線道路〕

- 1 国道 2 号のうち、加古川市内の大川町交差点～平野西交差点間については、4 車線化の検討を進めるが、密集した市街地であるため多大な費用を要し、多数の物件移転を伴うことから、完成までには相当の期間を要する。このため、当面の対応として、交差点改良等により現状 2 車線のまま一方通行の解除ができないか検討し、現在、交通の変化予測等の基礎調査を進めている。今後も、地元と一体となって調査・検討に取り組んでいく。
相生拡幅及び相生有年道路は国土交通省が事業を進めている。
相生拡幅 (L=3.8km) は、平成 15 年 3 月までに 3.2km の区間を供用しており、残る区間についても平成 16 年度完成の予定である。
相生有年道路は、相生市から赤穂市に至る延長 8.6km の道路で、現在、用地買収及び工事を進

めている。

姫路西拡幅については、現在、用地買収及び工事を進めており、鋭意、事業の進捗を図る。

和坂～小久保間については、4車線区間に挟まれた約1.3kmの2車線区間について、和坂拡幅として平成16年度に新規事業着手の予定である。

- 2 175号については、国土交通省で平野拡幅、神出バイパス、三木バイパス及び西脇北バイパスを事業中である。

平野拡幅(L=3.3km)、神出バイパス(L=5.7km)については、現在、用地買収及び工事が進められている。

三木バイパス(L=5.6km)は、平成16年3月までに5.3kmの区間を供用しており、残る区間についても平成16年度完成の予定である。

西脇北バイパスは、東播丹波連絡道路の一部区間として、現在、設計及び用地買収を促進している。

県としても、早期完成が図られるよう、国土交通省に要望していく。

- 3 176号(名塩道路)については、国土交通省が事業を進めており、平成13年4月に渋滞の著しかった生瀬大橋の架け替え関連区間を供用し、平成15年4月には阪神高速道路北神戸線の関連区間を供用した。現在、名塩地区の用地買収及び尼子谷地区の工事を進めている。

依然として残事業量が多いことから、国土交通省に早期整備を強く働きかけている。

- 4 250号の相生市皆勤橋～鰯浜間については、相生港の埋立整備事業等と連携しながら、早期事業化を目指す。

高取峠については、現道は2車線改良済みであり、二次改築を必要とするほどの交通量や峠全体での大幅な速度低下は生じていないため、トンネル化は中長期的な取り組みと考えている。このため、現況交通の課題を整理し、現道での対策を検討したいと考えている。

飾磨バイパスについては、平成15年8月にバイパス区間の一部について暫定2車線の供用を開始しており、引き続き、全線の早期完成に向けて事業促進に努める。

飾磨バイパス東部の南バイパス木場からの東伸については、周辺開発計画や交通動向をみながら検討したい。

- 5 国道372号の姫路市内の小川橋周辺については、旧道、バイパスとも2車線あるが、交通量が多いことから、朝夕をはじめとして渋滞が発生している状況にある。しかし、拡幅するには密集した市街地であるため多大な費用を要することとなり、早期の事業化は困難である。このため、現在、整備中の(都)市川左岸線のバイパスが完成した後の交通の動向を見極めた上で検討したい。

山陽自動車道姫路東IC付近については、飾東町小原～豊国間において、渋滞解消とICへのアクセス機能の確保を図るため、平成8年度から小原豊国バイパスとして整備を進めている。平成11年度までに小原地区のバイパスを供用しており、現在、豊国地区のバイパスについて、用地買収及び工事を進めている。引き続き、早期供用を目指して事業の進捗を図る。

- 6 国道427号は、全線2車線改良済みであり、二次改築については、現在、緊急性の高い曾我井バイパスに取り組んでいる。曾我井バイパスは、平成11年度に事業着手し、現在、用地買収を推進しているところで、引き続き、早期供用を目指して事業の進捗を図る。

また、国道175号～上野交差点間については、西脇市のシンボルロードとして、また、国道175号から西脇市中心市街地への重要なアクセス道路として、拡幅整備の早期事業化を検討しており、現在、市において都市計画の変更に向けた作業が行われている。

- 7 都市計画道路山手幹線は、尼崎から神戸に至る阪神間の主要な東西幹線道路であり、震災復興最重点路線として県及び関係市により整備を進めている。

このうち、尼崎市域においては、大阪府境付近を県施行で、整備に取り組んでおり、平成18年度に供用開始の予定である。

また、西宮市域においては、夙川から建石線間については、平成15年7月に供用開始し、未開通区間の全線を市施行で整備に取り組んでいる。

また、芦屋市域においても、未開通区間の全線を市施行で整備に取り組んでいる。そのうち、宮

川から再開発区域間、再開発区域から川東線間については、平成 16 年に供用開始予定である。

- 8 都市計画道路園田西武庫線は、尼崎市北部の東西幹線であり、県道尼崎池田線から県道大阪伊丹線西側までの間の J R 宝塚線との立体交差事業を県施行により進めている。
- 9 姫路十二所前線と国道 2 号の一方通行解除については、現状の道路交通状況から判断して、現時点での一方通行規制解除は、市内中心部の交通環境の悪化を招くおそれがあり困難である。
今後、周辺の道路整備の進捗を踏まえ道路管理者と一方通行規制の解除について検討していく。
- 10 都市計画道路尾上小野線は、今後とも、関係市及び地元の理解と協力を得ながら、早期整備に努める。
- 11 龍野・揖保川・御津南北連絡道路は、山陽自動車道竜野西 I.C. から国道 2 号を経て国道 250 号へ至る延長約 7.5km の道路であり、事業化については、延長が長く事業費も膨大なことから区間設定を行いながら段階的な整備を行う予定である。
現在、国道 2 号～町道山津屋原線間について平成 13 年度より事業着手しており、山陽自動車道竜野西 I.C. ランプの改築についても平成 16 年度より事業着手を予定している。今後も地元の協力を得ながら、整備促進に努める。
- 12 揖龍南北幹線道路は、中国自動車道山崎 I.C. から(主)山崎新宮線、(一)東嘴崎網干停車場線などを經由し、国道 250 号に至る道路で、現在、山崎町において(主)山崎新宮線を補完する道路として(町)船元中比地線の整備を進めており、県においても(一)姫路新宮線の馬立～船渡間の改良を進めている。(主)網干竜野線の国道 2 号以南については、都市計画道路揖保線を、県、市、町の役割分担による整備に向けた検討を行っており、今後も引き続きその調整を進めていく。

[その他の道路]

- 1 都市計画道路赤穂駅前大石神社線については、赤穂市の中心である加里屋地区の歴史的景観の整備、個性的な商店街の創出など魅力的なまちづくりのための中核として、大石神社から赤穂大橋線間については市施行により拡幅整備に取り組んでおり、平成 16 年度に整備完了する予定である。また、赤穂大橋線から J R 赤穂駅間については、県施行により電線類の地中化に取り組んでおり、平成 16 年度に完成の予定である。
- 2 県道周世尾崎は、現在、国道 250 号(坂越橋)～赤穂市尾崎間の約 2.6km について事業化を図り、平成 15 年度よりトンネル掘削工事に着手し、H16 年 4 月にトンネルの貫通式を予定している。今後も、平成 18 年度の供用に向け、工事の推進を図っていく。
- 3 都市計画道路相生駅相生線(垣内町～陸本町・栄町)の鏡橋及び鏡橋南交差点について、渋滞交差点解消プログラムに位置づけ、県市が協力して整備に取り組んでいる。
- 4 県道竜泉那波線は、国道 2 号竜泉交差点から国道 250 号を結ぶ南北幹線道路であり、相生市内の慢性的な渋滞解消や主要地方道相生山崎線と一体となり播磨科学公園都市と相生市、赤穂市を連絡する役割を担っている。
本路線の全体延長 2.8km のうち平成 14 年 12 月には国道 2 号以南約 1.6km の区間が供用している。残る区間についても、平成 16 年度から国庫補助事業として整備に着手する予定である。
- 5 平成 11 年 2 月に W=25m (4 車線) の都市計画決定がなされている。
国道 2 号姫路バイパスの無料化に伴い交通量が減少しているが、姫路東 I.C. ランプ部において時間帯により渋滞が発生していることから、今後、渋滞解消に向けた調査を進め、効率的かつ即効性のある道路整備計画を立案検討していく。
- 6 東播磨南北道路は、平成 11 年度から国道 2 号加古川バイパス～(主)神戸加古川姫路線間の約 5.2km について、地域高規格道路として事業を進めており、現在、用地買収の推進を図っている。今後も地元の協力を得ながら事業の促進を図り、早期に第 1 期整備区間が供用開始できるよう努めていく。

7 加古川左岸堤防道路は2車線整備済の道路である。小野市から加古川市日岡山付近までは県道加古川小野線となっており、これより以南は加古川市道となっている。

現在、東播磨地域臨海部と内陸部の地域間における交通混雑に対する対策としては、東播磨南北道路の整備を図る予定である。

8 都市計画道路沖浜平津線（高砂）については、東播磨の主要南北道路であり、国道250号（明姫幹線）より北側の古新工区を県施行により整備に取り組んでいる。また、山陽電鉄との立体交差部の市施行区間については、平成15年度に供用開始を行った。

9 県道明石高砂線（都市計画道路朝霧二見線）の新明町以西約0.4km区間について、県施行街路事業にて整備を進めている。

10 都市計画道路建石線は、西宮市の南北幹線であり、国道2号より北側約1.6km区間を県施行により整備を進めている。

11 都市計画道路尼崎宝塚線は、阪神間の主要南北幹線であり、武庫の里以北の拡幅事業については、社会基盤整備プログラムにおいて前期5ケ年内の事業着手を位置づけており、関係市及び地元と協議の上、早期整備に向けて取り組んでいく。

12 円山川右岸道路は、八鹿町の上小田橋まで整備されており、これより以北は町道坂本線（2車線）を経由し、平成14年10月に開通した円山川右岸地区ふるさと農道（2車線）により、日高町赤崎で国道312号に接続することとなった。また、平成15年9月には国道312号日高南バイパスが開通したことに加え、北近畿豊岡自動車道の整備も具体化していることから、円山川右岸道路の北伸については、今後の交通の動向を見ながら慎重に判断していく必要があると考えている。

[紀淡連絡道路の早期事業化]

紀淡連絡道路については、必要性等について国民・県民の十分な理解を得た上で具体化を図る必要があると考えている。

< 要望事項 >

9-(6) 鉄道網の整備

下記の県内鉄道網の整備を関係機関と連携し推進されたい。

① 鉄軌道の複線化・電化等の促進

- ・ J R 山陽本線（西明石－網干間）の複々線化
- ・ J R 赤穂線（相生－岡山間）の複線化
- ・ J R 加古川線（加古川－谷川間）の電化・複線化・高速化と各駅の周辺整備
- ・ J R 播但線（寺前－和田山間）の電化・高速化
- ・ J R 姫新線（姫路－上月間）の電化・高速化
- ・ J R 山陰本線（福知山－城崎間）の複線化と城崎以西（城崎－浜坂間）の電化・高速化
- ・ J R 山陰本線余部鉄橋の定時運行の確保と新橋架設の早期実現
- ・ 神戸電鉄の全面複線化及び北条鉄道への乗り入れ

② 市街地交通の円滑化を図るため、姫路・加古川（J R）、西宮（阪神電鉄）、明石（山陽電鉄）等各地域の鉄軌道と道路の立体交差事業を積極的に推進されたい。

□ J R 元町駅東口・J R 姫路駅・J R 宝塚駅をはじめ県内の主要鉄道駅において乗客用エレベーター・エスカレーターの設置などバリアフリー施設の早期整備を図られたい。

④ 谷上からひょうご情報公園都市・小野方面への鉄軌道整備及び神戸市営地下鉄（西神中央－西明石）の延伸による神戸地域と周辺北西地域のアクセス拡充を推進されたい。

⑤ 山陽新幹線姫路駅への「のぞみ」号・「ひかり」号の停車本数及び西明石駅・相生駅への「ひかり」号の停車本数のさらなる増加、J R 新快速電車の相生・上郡・播州赤穂までの延長運行、智頭急行線乗り入れの特急列車の相生駅停車について関係先に働きかけられたい。

⑥ J R宝塚線における京都・新大阪・大阪方面からの新快速電車の直通乗り入れについて関係先に働きかけられたい。また、J R宝塚駅の橋上化事業を促進されたい。

<回答>

21世紀の交通課題に対応するため、クリーンでエネルギー効率がが高く、安全で安心な公共交通を有効に活用するため、鉄道整備や輸送サービスの改善が必要であると考えている。

このため、要望の各路線については、引き続き国、J R等に整備・改善等の要望を行っていく。なお、個々の路線については以下のとおりである。

[鉄軌道の複線化・電化等の促進]

- 1 J R山陽本線（西明石―網干間）の複々線化については、当該区間は兵庫県南部を縦貫する大動脈区間であり、アーバンネットワーク線区として、列車本数、速達性等のサービスの強化が図られているが、新快速と普通電車の接続や新快速が停車しない駅の列車本数増等、更なる利便性向上が必要と考えている。
- 2 J R赤穂線（相生―岡山間）の複線化については、当該区間は兵庫・岡山県境の海岸部を結び、アーバンネットワーク線区に隣接する線区としてサービス向上が図られているが、山陽本線との直通運転本数増や、岡山方面との連絡強化等、更なる利便性向上が必要と考えている。
- 3 J R加古川線は、広域的な路線であるとともに、生活路線として、沿線地域の重要な公共交通であり、先の震災では、迂回ルートとして重要な役割を果たしたことから、平成13年度に電化事業に着手し、現在、平成16年度完成を目指して事業を進めている。
一方、複線化については、輸送力の増強策であり、電化開業後の利用状況を見極めたい。各駅の周辺整備については、J R西日本や沿線市町と連携を図りながら、加古川線の利用促進に繋がるよう取り組んでいく。
- 4 J R播但線は、但馬地域と播磨地域とを結ぶ県内南北幹線鉄道として重要な路線であり、平成10年3月には、姫路～寺前間の電化・高速化整備が完成している。
寺前以北について、J R西日本は、現在の利用実態を踏まえると早期事業化は、困難であり、利用者増を図ることが必要不可欠であるとしている。このため、駅前の駐車場・駐輪場整備やバスアクセスの充実、利用しやすいダイヤの改善を含めた「総合的な計画」の検討を進め、利用者増を図り、電化に繋げていきたい。
- 5 J R姫新線は、西播磨都市圏の通勤通学輸送及び播磨科学公園都市へのアクセス機能を担う重要な路線であるが、整備にあたっては利用者増を図ることが必要である。
このため、駅前の駐車場・駐輪場整備やバスアクセスの充実、利用しやすいダイヤの改善を含めた「総合的な計画」の検討を進め、利用者増を図り、利便性の高い整備につなげていきたい。
- 6 J R山陰本線（福知山―城崎間）の複線化と城崎以西（城崎―浜坂間）の電化・高速化については、丹波、但馬地域を経て山陰地域を結ぶ幹線鉄道であるとともに、生活路線として、沿線地域の重要な公共交通であるが、J R西日本は、現在の利用実態を踏まえると複線・電化の早期事業化は困難であるとしている。そのため、沿線市町とともに利用増進に向けた取り組みを進めていく。
- 7 余部鉄橋の定時性確保については、平成3年に「余部鉄橋対策協議会」を設立し、取り組みを進めてきたが、平成14年7月同協議会において、定時性確保対策として、新橋建設で取り組むことが確認された。平成14年12月には、新橋梁の形式選定を行うため、「新橋梁検討会」が設立され、平成15年9月に知事あてに提言が提出された。
今後は、提言を踏まえ、工法検討やデザイン検討などの調査検討を進めることとしている。
- 8 神戸電鉄は、北神急行や神戸市営地下鉄と連結し、北神・北摂・丹波・北播磨地域と神戸都心部とを結ぶ基幹都市鉄道である。
三田線の複線化については、沿線の住宅開発等に伴う需要に対応すべく、鉄道事業者において整備が進められ、県としても支援を行ってきたところであるが、鉄道事業者の投資額にも限界がある

ことから、進捗していない状況にある。

一方、平成16年度より、列車運行の安全確保等のため、同電鉄の要望も踏まえ、鉄道近代化整備に対して、支援を行っていく。

北条鉄道への乗り入れについては、採算面の問題や技術的な課題が多いと認識している。

[鉄軌道と道路の立体交差事業]

交通渋滞の原因となっている多数の踏切を一举に除却し、鉄道と道路を立体交差化することにより、市街地の交通渋滞を抜本的に解消する連続立体交差事業を進めている。

J R山陽本線等（姫路市）連続立体交差事業では、平成17年度末の山陽本線高架切替に向け、姫路駅部及び西部区間の高架本体工事等の整備を推進する。

J R山陽本線等（加古川市）連続立体交差事業では、平成15年5月に山陽本線の高架切替を完了し、残る加古川線については、平成16年度中に高架切替を行うべく、高架本体工事等を推進する。

山陽電鉄本線（明石市）では、平成14年3月に事業認可を取得しており、早期の工事着手に向け、用地買収を推進する。

阪神電鉄本線（鳴尾）では、平成15年9月に事業認可を取得しており、早期の工事着手に向け、用地買収を推進する。

[バリアフリー施設の早期整備]

既存駅舎へのエレベーターの設置を促進するため、平成5年度からエレベーターの設置費の一部を補助する財政的支援を行っており、その後補助制度を拡充して、現在はエレベーター、エスカレーター、スロープ、階段昇降機の設置に対し補助を行っている。なお、J R姫路駅をはじめとする県下主要駅へのバリアフリー施設整備については、事業者及び地元市町等と現在調整を行っているところであり、早期の整備を目指している。

今後とも、エレベーターの設置を基本とする、駅舎のバリアフリー化の推進に取り組んでいく。

[神戸地域と周辺北西地域のアクセス拡充]

谷上～東播磨情報公園都市・小野方面への鉄道としては、既に、神戸電鉄粟生線が運行されていることに加え、鉄道建設には膨大な資金が必要となること等から、この地域に新たに鉄軌道を建設することは現状では極めて困難と考えられる。

一方、神戸市営地下鉄の延伸（西神中央～西明石）については、運輸政策審議会答申路線に位置づけられているところあるが、採算性を確保するに必要な需要が見込めず、事業化が困難な状況となっている。

このような状況から、神戸地域と周辺北・西地域間の鉄軌道整備については、周辺地域の開発動向を見ながら今後の課題としたい。

[新幹線の停車本数増加と新快速電車の延長運行]

新幹線の停車本数の増加については、かねてよりJ R西日本に要望を行ってきた結果、昨年10月のダイヤ改正において、新たに、姫路駅で2時間毎に上下各1本の「のぞみ」が停車し、相生駅では毎時上下各1本の「ひかり」が停車することになった。

新幹線の停車駅は、高速広域交通の拠点として重要な役割を果たしており、この度のダイヤ改正による利用状況を見極め、J R西日本に働きかけていく。

新快速電車の延長運行などの輸送サービスの改善については、広域的な運行体系や需要の動向を勘案しつつ、J R西日本に働きかけていく。

智頭急行線乗り入れの特急列車「スーパーはくと」は現在、冬季限定（11月～3月）で、1日1往復が相生駅に停車しているところであるが、相生駅停車本数の増加については、需要の動向も勘案しながら、智頭急行線とともに、J R西日本に働きかけていく。

[J R宝塚線への新快速電車の直通乗り入れ等]

J R宝塚線では、昨年12月のダイヤ改正で、朝夕のピーク時に大阪発着の快速が増発され利便性の向上が図られている。新快速電車のJ R宝塚線への乗り入れについては、今後の利用状況を見極めながら、J R西日本に働きかけていく。

10. その他

<要望事項>

10- (1) 防災体制の整備

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、三木震災記念公園（仮称）をはじめ県内各地の広域防災拠点等の早期整備を図り、自然災害に対して万全の体制を確立されたい。また、山崎断層帯、六甲・淡路島断層帯の調査等地震観測体制を強化するとともに、東播磨地域におけるヘリポート建設等緊急災害時の地域防災拠点の建設・整備を積極的に推進されたい。

また、加里屋川、千種川（矢野川・榊川）、武庫川改修事業（武庫川マイタウン・マイリバー整備事業含む）、大谷川河川高潮対策事業、玄武洞・豊岡間の治水対策を推進されたい。

<回答>

1 広域防災拠点の整備については、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、備蓄、救援物資の集積・配送、応援要員の集結・出動機能を持つ広域防災拠点を県下各地に設置する。

2 三木市内に整備する三木震災記念公園（仮称）については、大震災の教訓を生かした県域の総合的な防災拠点として整備を進めており、学習・訓練ゾーンについては、平成 16 年 4 月 1 日に県立広域防災センターとしてオープンするところであるが、総合防災公園ゾーンについては、引き続き整備を進め、平成 17 年度の一部オープンを目指している。

また、ブロック拠点については、西播磨ブロック拠点が平成 11 年 3 月、但馬ブロック拠点が平成 13 年 8 月に完成している。

3 活断層調査については、地震関係基礎調査交付金を活用し、山崎断層などの調査を実施したほか、平成 13 年度から六甲・淡路島断層帯の調査を行っている。

また、活断層長調査にかかる地震関係基礎調査交付金制度の拡充や県内活断層の観測態勢の強化を国に対し要望している。

4 地域防災拠点については、兵庫県防災都市計画マスタープラン及び県地域防災計画において、市町が整備することとし、その整備指針を定めるとともに、防災センター、耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の防災施設の整備については、国からの財政支援として、内閣府の地域防災拠点整備モデル事業、消防庁の消防防災施設整備費補助金等の補助制度や、消防庁の防災対策事業といった起債制度があることから、それらの制度の積極的活用による整備促進を助言している。

5 加里屋川については、北野中、砂子、浜市地区の放水路を含む 3,060m について、広域基幹河川改修事業千種川の加里屋川工区として昭和 54 年度より河川改修を進めている。16 年度からは、市道橋の改修に着手する予定である。

また、防潮水門～JR 赤穂線までの L=3,037m の区間において、昭和 44 年度から高潮対策事業で着手し、平成 3 年度にはふるさとの川河川の指定を受け、整備を進めてきた。

これまでに松栄橋までの約 1,800m の区間の改修を終えており、地域住民との話し合いを継続しながら、引き続き整備を進めていく。

千種川（矢野川・榊川）については県単独事業により河川改修を実施している。

矢野川については矢野町中野地区で約 620m の区間で改修をおこなっており、築堤工は完了し、現在は水衝部の護岸工事を進めている。

また、榊川については矢野町榊地区で約 160m の区間で改修を行っており、15 年度までに概ね用地買収が完了し、16 年度から工事に着手する予定である。

武庫川における河川改修については、河口より潮止堰までを高潮対策事業で、潮止堰より上流域を、下流工区（潮止堰～名塩川合流点）・上流工区（主に三田市市街地部）・上流武庫川工区（三田市波田～篠山市真南条中）に区分して広域基幹河川改修事業で改修を行っており、高潮区間及び上流工区について平成 12 年度に整備を完了している。下流工区・上流武庫川工区については、引き続き整備を進めていく。

大谷川の高潮対策事業については、昭和 43 年度より整備を進めており、河口～水門計画位置までの防潮堤については完成している。

現在、排水機場計画予定地の用地買収・物件補償を進めており、16 年度からは水門工事に着手し、事業の進捗を図っていく。

<要望事項>

10-(2) 防犯・青少年の非行防止

県民が安全に安心して暮らせるよう防犯体制を強化するとともに、ますます悪質・粗暴化・グループ化を強める青少年犯罪にストップをかけるべく、青少年健全育成の推進を図られたい。

<回答>

1 防犯体制を強化するため、以下の取り組みを推進する。

① 交番相談員の増員

空き交番の解消と交番機能の強化を図るため、すべての 1 人交番・2 人交番に配置する人員を増員する。

② 拠点交番への小型パトカーの増車

平成 18 年度までに全拠点交番（85 交番）に配置する。

③ スーパー防犯灯（街頭緊急通報システム）の整備

三宮地区に防犯カメラ・通報ボタン・マイクスピーカー等を兼備したスーパー防犯灯 7 基を設置運用する。

④ 防犯広報の充実

サンテレビ「こんにちは県警です」（15 分）の放送回数を増加し、月 1 回を 2 回とし、うち 1 回を防犯広報に充てる。

2 現下の深刻な少年非行情勢を踏まえ、平成 16 年の兵庫県警察運営重点に「少年非行総合対策」を掲げ、悪質化する少年犯罪の検挙・補導活動を強化するほか、県・市・町、学校等の関係機関、少年ボランティア等の団体、家庭や地域等との連携を一層強化した非行防止活動を推進するとともに、「強くやさしい」少年警察の運営を基本として、少年を犯罪から守り、悪質な非行や少年の福祉を害する犯罪へ厳正に対処するため、

- ・少年によるひったくり等街頭犯罪の検挙・補導活動
- ・出会い系サイト等インターネットを利用した児童買春など悪質福祉犯の取締り
- ・学校等関係機関・団体と連携した少年の規範意識の啓発
- ・情報発信活動による地域の非行防止気運の醸成
- ・時代の変化に即応した有害環境浄化活動

など、総合的な少年非行防止、健全育成対策を強力に推進する。

今後とも、少年サポートセンター（明石市・姫路市に新設し、12 か所に拡充）を中核として、少年補導職員や地域安全パトロール推進員を効果的に運用して、地域安全パトロールや街頭補導活動を積極的に展開するほか、継続補導による非行少年等の立ち直りや被害少年等に対する支援活動を強化し、少年の健全育成に努める。

3 また、県においては、明日を担う青少年が豊かな感性と思いやりの心を培い、健やかでたくましい身体と自らの行動を律する強い心を育み、人間としての基本的な社会のルールを身につけるよう、自然、人、社会とのふれあい体験の促進を基本として、こころ豊かな人づくりを総合的に推進している。

青少年の生きる力を育むため、自然の中で子どもたちが仲間たちと群れ、遊ぶことを通じて、旺盛な好奇心やエネルギーを発散させる場として自分の責任で自由に遊ぶ「子どもの冒険ひろば」の開設や、中・高校生が気軽に立ち寄り、リラックスした雰囲気の中で自ら社会性を身につけていく「若者の居場所づくり」を地域の中で先導的に推進するなど、自然、人、社会とのふれあい体験の機会と場の充実に努めていく。

さらに、(財) 兵庫県青少年本部が中心となって「青少年を守り育てる県民スクラム運動」「大人

が変われば子どもも変わるキャンペーン」を引き続き展開し、その中で、新たに「ひょうごハート・ブリッジ運動（地域のおじさん・おばさんによる声かけ・見守り運動）」を推進し、「地域の子どもは、地域で育てる」という機運の一層の高まりを図る。また、青少年の育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護するため、青少年愛護条例に基づく有害興行等の指定や、青少年愛護活動推進員を中心として、地域住民の参画のもとに行う環境調査活動等により、良好な社会環境づくりを推進していく。

<要望事項>

10－(3)市町村合併問題

市町村合併が進む中で、対象地域にある商工団体においても合併に向けての調査研究が始まっており、これらの取り組みに対する積極的な指導・支援を願いたい。

<回答>

県においても、市町合併が進む中この時期を商工団体の機能強化の好機と考えており、商工団体の合併を積極的に推進するため、商工団体が取り組む合併に向けた調査研究については、小規模事業支援費補助金事業の事業メニューにある商工会等振興調査事業により支援する。

C. 「宝塚市の都市再生モデル調査」に関する意見

【総論】

都市の目指すべき方向性についてかつてない手法により活発な意見が交わされ、概ね意見集約がなされた由、今後の宝塚市にとり重要な取り組みであります。また、今回は関西学院大学との連携を図り新機軸を拓かれ、学生が持つ豊かな感性や教授陣の学識を糾合する手法は画期的なものとして高く評価いたしております。

都市再生は当市にとりまして緊急を要する重要な問題と認識いたしており、今回の手法により示された方向性は、まさしく協働の具体的活動の一環と理解しております。新たな街づくりの手法として関西学院大学との連携や市民との協働は不可欠な要素であることは議論の余地はないと承知いたしております。

反面、今回は関西学院大学・阪急電鉄・宝塚市のみで進められた観が強く、地元不在との声があるのも事実です。これらは、街づくりの一大目標に向かう重要な時期のコンセンサス形成に重大な影響を与える懸念があります。

時間的な制約及び国の補助事業等により十分に周知することが不可能であったと理解いたしますが、今後これらを早急に調整し、市民・企業等に理解を求める活動が急務であります。また、学生の提案に関しても、事業採算やマーケティング並びに法律的制限等実現に向けての課題解決を図る仕組みも必要であります。

今後、今回示された課題、問題等について経済団体として現状を踏まえ、宝塚商工会議所として意見を呈します。

【課題】

本市におきまして、所謂中心市街地活性化法に基づき、宝塚市が策定した基本計画を国が認定し、ソリオ宝塚都市開発㈱（TMO 予定組織）が策定した基本構想を宝塚市が認定し、正式に発足した TMO により中心市街地の活性化に向け継続的に活動いたしております。

TMO は宝塚市の認定を受け設立され、宝塚市も補助金等全面的な支援をいたしております。中心

市街地の街づくり機関として認知されている点を踏まえ、及ばずながら宝塚商工会議所も TMO に対しまして職員を派遣し専従させております。

まずは、正規の手続きを経て設置された街づくり機関である TMO と、今回の都市再生モデル調査との整合性につき十分に検討され、緊急を要する中心市街地の活性化が相乗効果をもたらすよう両事業の整合を図ることが重要であると確信いたしております。

また、まちづくり研究所に設置された、活力ある宝塚創造会議との連携も同様の理由により高い調整機能が必要であります。宝塚市の組織は大きく、所管事務も多岐にわたり細分化されております。今回のような街の将来を大きく左右する協議には、大胆な組織編制も必要であり、市民参加条例にも謳う協働の精神にのっとり課題解決が図れ、具体的な推進プログラムの策定が可能な組織編成が必要です。

【問題】

中心市街地活性化の問題点は広域集客型の機能が集中していることが挙げられます。古くは温泉街として栄え、宝塚歌劇や新芸座等の舞台芸術、そして宝塚ファミリーランドに代表される遊園地、それへ集客する鉄道網などが発達しました。

そして、宝塚歌劇と大型宿泊施設が残され、大阪・神戸を中心に広く全国から集客した観光資源は唯一宝塚歌劇のみとなりました。かつて、集客力の原動力となった鉄道網は、阪神経済圏のベッドタウンとなった本市住民の通勤・通学の足として機能することになり、生活者はより利便性の高い大型集客施設に流出する一因ともなっています。

終点の街でもある中心市街地は特定の目的がないと人が集まらない。したがって、今回の関西学院大学の学生諸君の斬新なアイデア等を検討する場合においても、本市の市場を十分に把握し、中心市街地の経済的自立が成立する視点が欠落しないよう議論されていないと思われまます。

中心市街地の都市機能は著しく変化しているにもかかわらず、90年以上にわたって形成された産業は大きな変化には耐えられない側面も現実に存在しております。また、中心市街地周辺の住宅地は山側に多く集積している関係上、活発な人の往来は困難な状況も散見され、広域集客よりも地域集客を確保する交通網の整備等も検討する必要があると思われまます。

都市を一つの方向に向ける必要はありませんが、問題点を明らかにし、問題を解決することに専念する必要があります。都市問題を共通の認識で協議し、協働で街づくりを推進する仕組みづくりを早急に検討する必要があります。

【視点】

宝塚歌劇創立 90 周年の歴史を顧みて、かつて関西の奥座敷と呼ばれ繁栄を見た「歌劇と温泉のまち宝塚」は大いなる財産として、全国津々浦々にその名を浸透させた功績は絶大なものであります。今、宝塚に育まれた豊かな文化イメージが人々に夢と憧れを抱かせ、住みたい街として、他市には見られない人口増加をもたらしています。

宝塚市は住宅都市として輝きを増そうとしております。中心市街地も例外ではなく、温泉街はほとんどマンション化し都市構造そのものが住宅中心の様相を呈しております。また、住民は生活の利便性と、かつて抱いた宝塚イメージに合致した住宅都市としての都市構造を求めているものと勘案いたします。

宝塚市をめぐるこのような情勢変化の中で、従来、開発需要に対応した社会資本の「量的な拡大」への対応を求められてきた都市政策は、大きく質的転換を迫られています。言い換えれば「生活の質の向上」を到達目標に掲げ、多様な変化を受け止めつつ、活力と魅力に溢れ、暮らす人にも訪れる人にも快適な都市型社会を実現・再生すべき時を迎えています。

都市が持つ市場性は海外市場、国内市場、地域市場、地域限定近隣市場等多種多様であります。観光市場だけでは成立し得ない現状も中心市街地には存在します。「観光都市宝塚」は市場を見誤る

危険性すらあります。歌劇を市民が支え護る意識の醸成と、歌劇イメージに合致した豊かな都市生活を視点に入れ、宝塚が全国有数のステージとなる市場を認識し都市機能の再生を目指すことが大事であります。

具体的には、「観光プロムナード構想」等により提唱された回遊性の確保には、個性的な月地線の整備などが促進されるべきであり、再開発ビルの更新には、思い切った施策として、容積率の緩和などが為されれば、民主導で街づくりが促進されます。こうした、民間の参入を容易にすることが、都市資産を価値あるものにし、結果的に都市活力の源泉である人口増にも繋がると思います。

従って、限られた地域を「都市再生モデル」として具体化するには、土地等の高度利用及び道路占有（オープンカフェ等の誘致促進）などの規制緩和が必要であります。これらを総合すると、経済特区として中心市街地の再生を検討することが到達目標設定に有効であり、その後広く展開する方法論として機能させることが政策として望ましいと考えます。

経済特区に限定して政策を立案するのではなく、あくまでも継続可能な方法論として検討し、都市再生ビジョン（総論）の下、具体的推進策（各論）としての位置づけであります。

【結論】

今回「都市再生モデル調査」に代表される街づくりに関する組織が多く、またその活動から生み出される提案等が膨大な量となります。これらの提言等につき、誰が推進するのかを明確にする必要があります。まずは、街づくり方向の一本化、そして、街づくりの組織の一本化が必要であり、課題・問題等を横断的かつ総合的に所管する組織の設置が喫緊であり最重要であります。

産・官・学・民が協働して街づくりの総論を確認しあい、「経済特区」のように小さい範囲で成功実績を積み、街づくりの方向性を目に見える形で推進する仕組みを意見として提出することとします。

また、まちづくり研究所（活力ある宝塚創造会議）やTMOを始めとする街づくり機関の整理や多くの提案・提言の必要性を確認し、マーケティングと事業採算を考慮、事業継続が可能であることを前提とする協議がなされなければなりません。多数存在する街づくり機関並びに過去から蓄積された提言等を統廃合し、総合的に推進する組織設置、これが経済団体の意見であります。

宝塚商工会議所の意見の真意は、街づくりの責任は誰が持つのかを明確にすることであり、誰が推進するのかを確認する仕組みであり、具体的なプログラムの策定が可能となる官民協働の組織編製の必要性につき意見を述べるものであります。